田 野 町
総合計画・総合戦略

令和７年４月
田　　野　　町

【目次】

序論
第1章　計画策定の目的・構成・期間…… 1
　第1節　計画策定の目的 …… 1
　第2節　計画の構成と期間…… 2

第2章　田野町の現状…… 3
　第1節　計画策定の背景となる現状と課題 …… 3
　　1　田野町における総合計画の考え方…… 3
　　2　田野町を取り巻く社会情勢 …… 3
　　3　田野町の現状…… 5
　第2節　住民意向調査結果…… 7
　　1　調査概要…… 7
　　2　調査結果…… 7
　第3節　現状と課題を踏まえた計画の考え方 …… 10

第1部　基本構想
第1章　田野町の将来像 …… 11
　第1節　田野町の将来像 …… 11

第2章　基本計画の構成 …… 12
　第1節　政策5原則 …… 12
　第2節　基本施策…… 13
　第3節　重点施策（総合戦略）…… 15

第3章　将来人口推計…… 17
　第1節　将来人口推計結果…… 17
　　1　将来人口推計の考え方 …… 17
　　2　推計パターン1～3検証結果 …… 17
　　3　推計パターン4　田野町の独自推計…… 18
　　4　推計パターン1～4の比較…… 19
　　5　人口の将来展望 …… 19

第2部　基本計画

第1章　基本施策…… 20
第1節　施策体系…… 20
第2節　基本施策と重点施策の関係…… 21
第3節　分野別施策 …… 22
基本施策1　活力ある産業のまち…… 22
1－1　農林水産業 …… 23
1－2　商工業 …… 26
1－3　観光振興・移住定住 …… 28
1－4　就労対策・勤労者福祉…… 30
基本施策2　人にやさしい健康・福祉のまち…… 32
2－1　子育て支援…… 33
2－2　地域福祉…… 35
2－3　健康づくり・医療 …… 37
基本施策3　人を育てる教育・文化のまち…… 39
3－1　教育…… 40
3－2　生涯学習…… 43
3－3　芸術・文化・文化財…… 45
3－4　スポーツ…… 47
基本施策4　ずっと住みたい快適なまち …… 49
4－1　道路・交通網…… 50
4－2　住宅・宅地…… 52
4－3　公園…… 54
4－4　水道…… 55
4－5　環境…… 57
4－6　交通安全・防犯 …… 59
基本施策5　みんなが輝き支え合うまち …… 61
5－1　消防・防災…… 62
5－2　協働のまちづくり…… 64
5－3　コミュニティ活動…… 66
5－4　人権尊重…… 68
5－5　行政経営…… 69
第4節　重点施策…… 71
1　重点施策の考え方 …… 71
2　重点施策の達成により目指すもの…… 71
3　基本的な考え方（地域ビジョン）と進め方 …… 72
4　重要目標達成指標（KGI）の設定…… 72
5　重点施策及び重要業績評価指標（KPI）の設定 …… 73
6　デジタル関連の重要業績評価指標（KPI）…… 78

第3部　資料編

資料編1　SDGsとの関係性…… 79

資料編2　計画策定における会議の役割 …… 82

資料編3　田野町総合計画・総合戦略に係る条例関係 …… 83

資料編4　総合計画・総合戦略諮問書及び答申 …… 86

資料編5　田野町総合計画・総合戦略審議会委員名簿…… 87

資料編6　田野町総合計画・総合戦略推進本部名簿 …… 88

資料編7　田野町総合計画・総合戦略策定に係る取組 …… 89

序論

第１章　計画策定の目的・構成・期間

第２章　田野町の現状

第１章　計画策定の目的・構成・期間

第１節　計画策定の目的

●田野町では、令和2年度を初年度とする田野町総合計画・総合戦略（以下「総合計画・総合戦略」と示す。）において「誰もが住みたくなる、訪れたくなる生活交流拠点」を、まちの将来像として掲げ、各種施策を積極的に推進してきました。

●令和2年度を初年度とする計画では、総合計画と総合戦略という2つの重要な計画の“あり方”について議論しました。これまで、まち・ひと・しごと創生総合戦略として策定されてきた“総合戦略”については、目指すべきまちの姿を実現するために、人口減少対策に特化し、重点的に取り組む施策として、総合計画の中の“重点施策”として位置づけをしました。これら、2つの計画を一体的に策定することで、町の最上位計画と位置付けて、各種計画との整合を図っていくものとしています。

●令和7年度を初年度とする今回の計画においては、これら基本的な考え方や方針を引き続き踏襲し、あわせて、常に変化する社会情勢の中で、よりよい持続的な地域社会づくりを実現するための支えとなる計画として策定します。

●このような考えを踏まえ、本計画では、以下のような点を重視した計画とします。

■　田野町のまちづくりにおける指針となる計画づくり

本計画は、田野町の最上位計画であり、基本計画（前期）期間である今後5年間で、田野町が実施する施策を示した内容となります。町行政においては、地域主導のもと自立した行政運営を実現し、将来に渡って持続可能な経営をしていくための総合的な指針となる計画とします。また、田野町の取組を国や高知県、周辺自治体に対して示していくとともに、必要な施策や事業を町として主体的に要請していきます。また、全国に向けて田野町の魅力や取組を積極的に発信していく計画とします。

■　最重要課題は、引き続き人口減少対策とします

人口減少対策は依然として町にとって最重要課題であり、引き続き、移住・定住施策を積極的に推進していく計画としました。また、それだけではなく、現在町内にお住まいの方にとっても安全・安心で住みやすいまちづくりを進め、住民の満足度を向上できるような施策を展開していきます。

■　簡潔で整合性の取れた、分かりやすい計画づくり

限られた町の職員が、計画の実行・実践により注力できるように、総合計画と総合戦略を簡潔で整合性のとれた形にする方針により整理をします。また、分かりやすい計画づくりとすることで、町内外への情報発信を実現し、施策の理解・共有を目指します。

第２節　計画の構成と期間

●総合計画･総合戦略は、令和7年度から令和 16 年度までの 10 年間を計画期間とします。
●計画の構成は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。

（１）基本構想

基本構想は、田野町の特性や課題を総合的に勘案し、10 年後の将来像と、その実現に向けた基本方針と基本施策等を示したものです。

（２）基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、基本方針と分野ごとの主要な施策を示したものです。

（３）実施計画

実施計画は、基本計画に基づき、具体的に実施する事業の内容や財源等を示したものです。

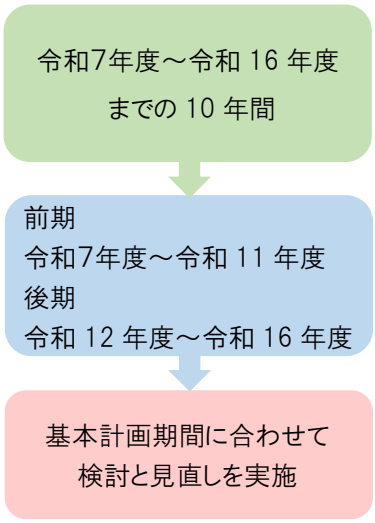

■図：計画の構成

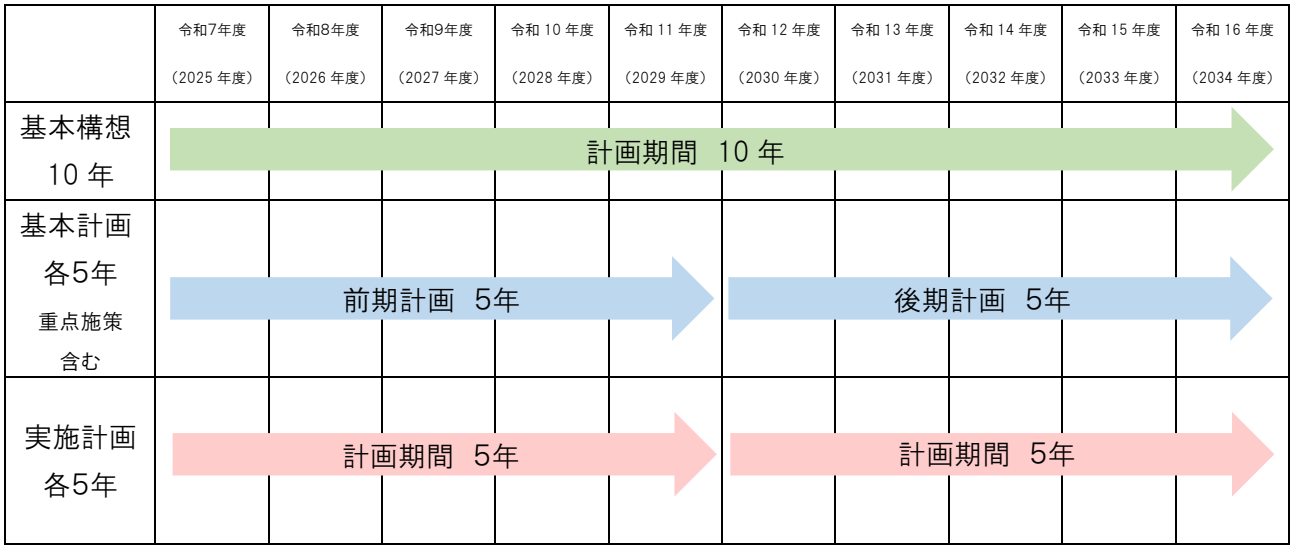

■図：計画の期間

第２章　田野町の現状

第１節　計画策定の背景となる現状と課題

1. 田野町における総合計画の考え方

昭和 44 年に、地方自治法第2条第4項において、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けられました。

しかし、平成 12 年4月に地方分権一括法が施行され、機関委任事務制度が廃止されました。同時に地方行政に対する国の規制や関与の緩和・撤廃が進みました。平成 23 年5月には、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかは市町村の独自の判断に委ねられることとなりました。

国の政策転換を踏まえ、それぞれの地方自治体が、地域社会の実情に応じた政策を自らの力で立案し、確定していくことが求められる時代になっています。一方で、個別の分野別計画も策定されており、必ずしも総合計画が必要ない状況が生まれています。しかし、そうした分野別計画について、町全体として議論をし、総合化・プロジェクト化するとともに、全般的な取組の中で、どれを中心に取り組んでいくかをまとめていくことに、総合計画の意義があります。

右肩上がりが前提であった社会の終焉により、経済政策をはじめすべての枠組みの見直しを迫られる中、“総合計画”は自治の基本となる指針です。

総合計画・総合戦略は、様々なまちづくりにおけるオリエンテーションとなるべきものです。よりよい持続可能な地域社会づくりを“協働”のもと歩んでいくための拠り所であり、常に変化する社会情勢の中にあって、ぶれそうになる道を質して正す大黒柱（支え）であると考えます。

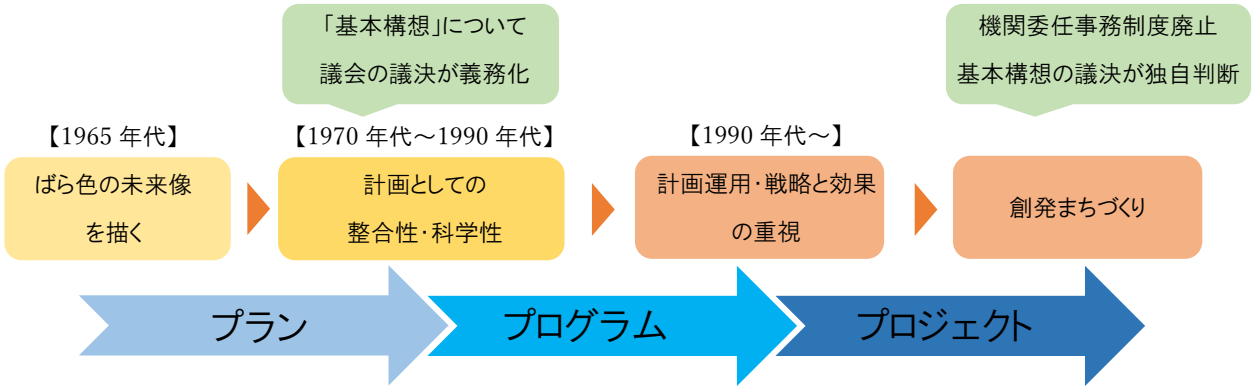

■図：振興計画の法的な変遷

2. 田野町を取り巻く社会情勢

計画策定にあたり、田野町を取り巻く現在の社会情勢について、以下に整理します。

人口減少と少子高齢化の一層の進行	【人材の確保・産業の活性化・社会保障の充実と財源とのバランスを確保する】 ●田野町においては、年少人口（15 歳未満）が減少し、高齢人口（65 歳以上）が増加しており、今後、本格的な人口減少段階を迎えます。 ●生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）の減少にともない、人材確保・定着による地域産業活性化が重要な課題となります。また、若い世代の一人当たりの扶養負担も増加傾向にあり、医療、介護、福祉の社会保障費充実とあわせて、地域福祉の推進等、社会保障費抑制が求められます。

地方創生の取組の拡大	【田野町独自の地方創生に向けた取組を創出する】 ●令和2年度より総合計画と総合戦略を統合しています。これにより、定住人口に加えて関係人口の増加を図ることで、地域経済の拡大に向けた地域活力の好循環を生み出していくこととしています。 ●田野町の地域資源を活用し、地域課題の解決に向けた取組を推進するために、地方創生に向けた独自の取組を創出することが求められています。
気候変動と多様化する災害への対応	【ハード・ソフト両面の危機管理対策を引き続き強化していく】 ●平成 23 年3月に発生した東日本大震災以降、地震に関する危機管理において、事前対策の大切さが改めて認識されています。令和6年8月には、日向灘沖を震源とする地震の発生に伴い、気象庁より、初めて「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震注意報）」が発表されました。 ●また、線状降水帯の発達や台風による河川氾濫、内水滞留、土砂災害、広域停電等が相次いで発生しており、地球規模の気候変動との関連も指摘されています。 ●南海トラフ巨大地震の発生確率が高まる中、ハード・ソフト両面の危機管理対策を引き続き強化していくことが不可欠です。
グローバル化の進展と地域社会への影響	【国際環境の変化に対応していく】 ●新型コロナウイルスの感染が収束する中、日本国内外においては、ポストコロナ社会を迎えています。今後は、生活様式、働き方、価値観等において、従来の延長ではない“変化”に対応していく必要があります。 ●令和6年3月には外国人技能実習制度の改正が閣議決定されたことにより、外国人材の受入れが強化され、人材確保の方策として検討が必要となっています。 ●上記のような状況から、まちづくりの様々な分野で、国際環境の変化に対応していくことが求められます。
デジタル化・グリーン化の推進	【持続可能な社会の実現に向けたデジタル化とグリーン化の推進】 ●平成 12 年に「IT基本法」が成立し、令和2年には「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」の閣議決定がされ、令和3年にデジタル庁が発足しました。 ●令和2年に「2050 年カーボンニュートラル」を目指すことが宣言され、令和5年にはGX実現に向けた基本方針のとりまとめが行われています。 ●高知県においても、第5次産業振興計画でこれまで取り組んできた「地産外商」をより一層進めるとともに、デジタル化やグリーン化等を通じて新たな価値を生み出すための「イノベーション」を戦略の柱に据え、各施策の抜本強化を図っています。 ●新型コロナウイルス感染症の蔓延以降、デジタル化の推進が加速度的に進みました。本町においても、住民サービス、生産性、各種機能の維持・向上を図るため、デジタルの力を活用していくとともに、環境に配慮した持続可能な社会の実現に向けた取組が求められています。

3. 田野町の現状

田野町の人口や産業の状況を以下に整理します。

① 人口推移

平成 27 年
(2015 年)
2,733 人

▶ 減少 (-235 人)

令和2年
(2020 年)
2,498 人

■出典：総務省「国勢調査」

② 人口の自然･社会増減

平成 27 年
(2015 年)
自然 -28 人
社会 -8 人

▶ 自然減
社会増

令和5年
(2023 年)
自然 -43 人
社会 +14 人

■出典：厚生労働省「人口動態調査」

③ 生産年齢人口(15～64 歳)の負担

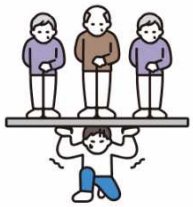

平成 27 年
(2015 年)
97.19

▶ 負担増加

令和2年
(2020 年)
109.74

※従属人口指数：働き手でない年少者（0 歳から 14 歳）と高齢者（65 歳以上）を何人支えているかを示す比率。

■出典：総務省「国勢調査」

④ 老年化指数の推移

平成 27 年
(2015 年)
420.08

▶ 増加

令和2年
(2020 年)
453.81

※老年化指数：働き手に対する高齢者の比率。

■出典：総務省「国勢調査」

⑤ 小学校児童数の推移

平成 27 年
(2015 年)
100 人
1 年生:14 人

▶ 増加傾向

令和5年
(2023 年)
108 人
1 年生:16 人

■出典：文部科学省「学校基本調査」

⑥ 中学校生徒数の推移

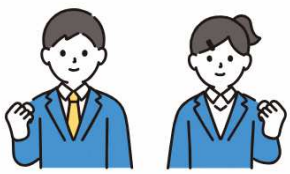

平成 27 年
(2015 年)
47 人
1 年生:12 人

▶ 減少傾向

令和5年
(2023 年)
35 人
1 年生:9 人

■出典：文部科学省「学校基本調査」

⑦ 要介護認定者数と認定率

平成 28 年
（2016 年）
数：900 人
率：19.5%

▶ 微増傾向

令和5年
（2023 年）
数：869 人
率：19.6%

■出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

⑧ 介護保険事業費

平成 27 年
（2015 年）
1,499 万円

▶ 増加傾向

令和3年
（2021 年）
1,691 万円

■出典：田野町「財政状況資料」

⑨ 合計特殊出生率

平成 27 年
（2015 年）
1.54

▶ 減少傾向

令和2年
（2020 年）
1.47

※合計特殊出生率：15～49 歳の女性の年齢別出生率を合計

■出典：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

⑩ 世帯類型の推移

平成 27 年
（2015 年）
単　独：33.8%
核家族：52.6%
三世代：5.6%

▶ 単独世帯増加

令和2年
（2020 年）
単　独：37.6%
核家族：51.5%
三世代：4.3%

■出典：総務省「国勢調査」

⑪ 未婚率の推移

平成 27 年
（2015 年）
20～24歳
（男性）97.5%
（女性）83.3%

▶ 減少傾向

令和2年
（2020 年）
20～24歳
（男性）79.3%
（女性）81.8%

■出典：総務省「国勢調査」

⑫ 年齢階級別人口移動（純移動）

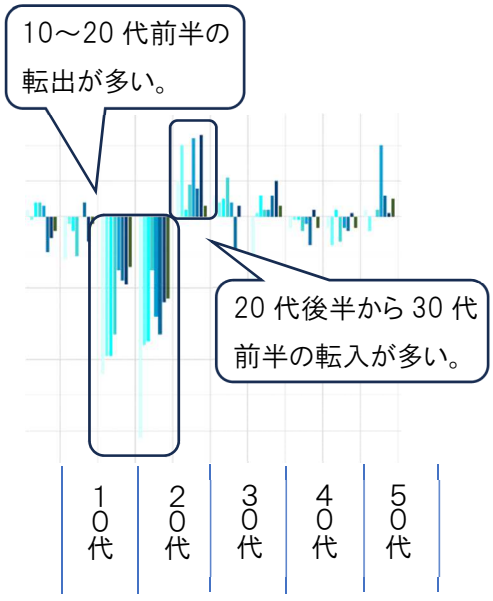

■出典：総務省「国勢調査」

第２節　住民意向調査結果

1. 調査概要

田野町総合計画･総合戦略の策定に向けて、住民意向調査を実施しました。

調査対象	配布数	調査方法	有効回収※票数と有効回収率	調査期間
町在住の 18 歳以上の世帯主	1,243 票	郵送法	480 票　38.6%	令和6年9月5日～令和6年9月 30 日

※有効回収とは、回収した調査票のうち、回答があったものとなります。

■表：住民意向調査結果概要

2. 調査結果

(1)　田野町が好きな人の割合

1)令和6年(2024 年)の結果

「田野町が好きですか」という質問に対して、「そう思う」と回答した割合は 58.8%で最も多く、次いで「少し思う」が 25.4%となっており、田野町を好きと思う人は全体の約8割となっています。

2)令和2年(2020 年)との比較　：　田野町を好きと思う人の割合が若干減少。

令和2年(2020 年)時点では、「田野町が好きですか」という質問に対して「そう思う」と回答した割合は 61.9%で最も多く、次いで「少し思う」が 26.4%となっており、田野町を好きと思う人は全体の約9割となっています。令和6年(2024 年)では、田野町を好きと思う人の割合が若干減少しています。

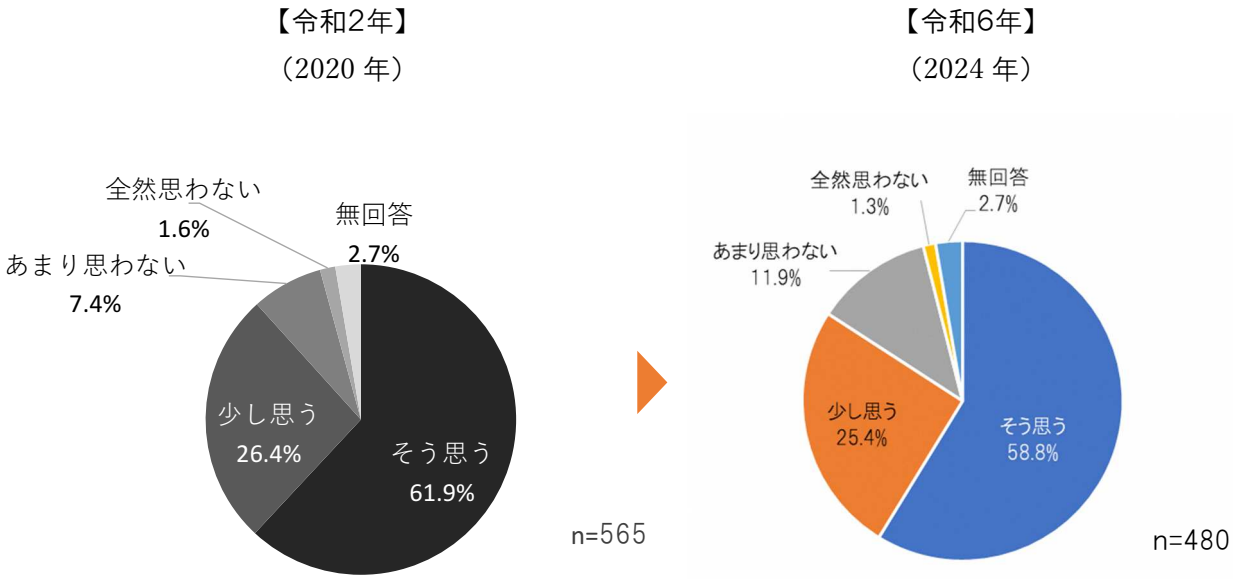

■図：令和２年（2020 年）と令和６年（2024 年）における田野町が好きな人の結果比較

（2） 今後の田野町での居住希望

1）令和6年（2024 年）の結果

「今後も田野町に住み続けたいですか？」という質問に対して、「住み続けたい」と回答した割合は 67.9%で最も多く、次いで「わからない」が 21.5%、「将来転出すると思う」が 7.5%、「すぐにでも転出したい」が 0.8%となっています。 転出意向のある方については、「仕事や家庭、自身の環境の変化」、「働く場所がない」、「買い物が不便」、「通勤・通学に不便」、「家賃の負担が大きい」が理由として多くなっています。

2）令和2年（2020 年）との比較 ： 「住み続けたい」が減少し、「わからない」が増加。

令和2年（2020 年）時点では、「今後も田野町に住み続けたいですか？」という質問に対して、「住み続けたい」と回答した割合は 71.7%で最も多く、次いで「わからない」が 15.9%、「将来転出すると思う」が 7.1%、「すぐにでも転出したい」が 1.2%となっています。転出意向のある方については、「働く場所がない」、「通勤・通学に不便」が理由として多くなっています。令和6年（2024 年）では、「住み続けたい」が減少し、「わからない」が増加しています。また、年齢別の傾向を見ると、若い世代ほど転出意向が強くなっていることが分かります。

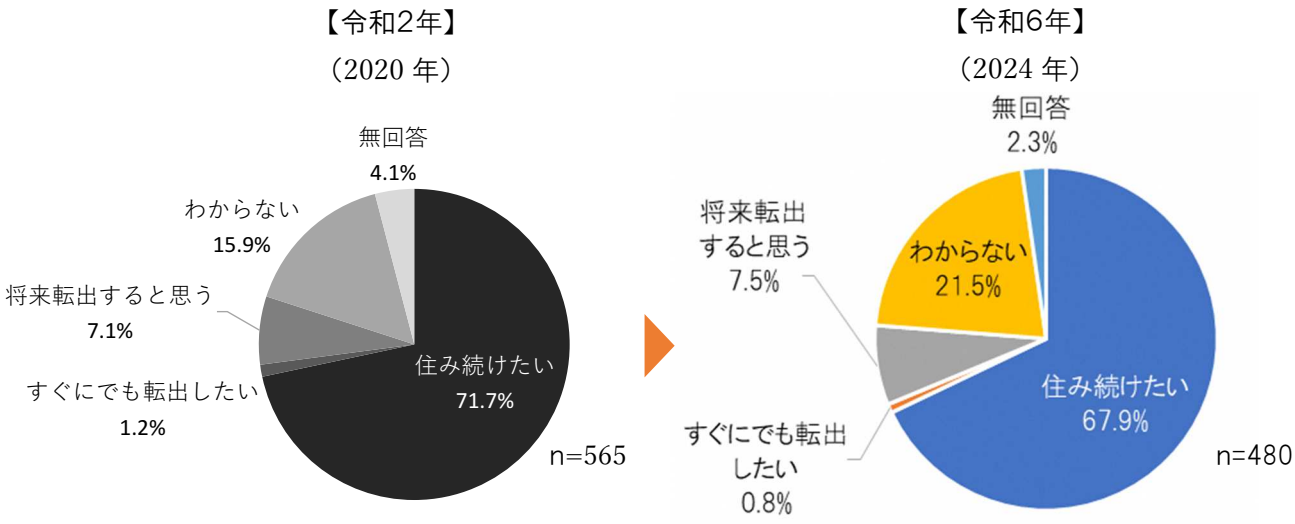

■図：令和２年（2020 年）と令和６年（2024 年）における今後の田野町での居住希望結果比較

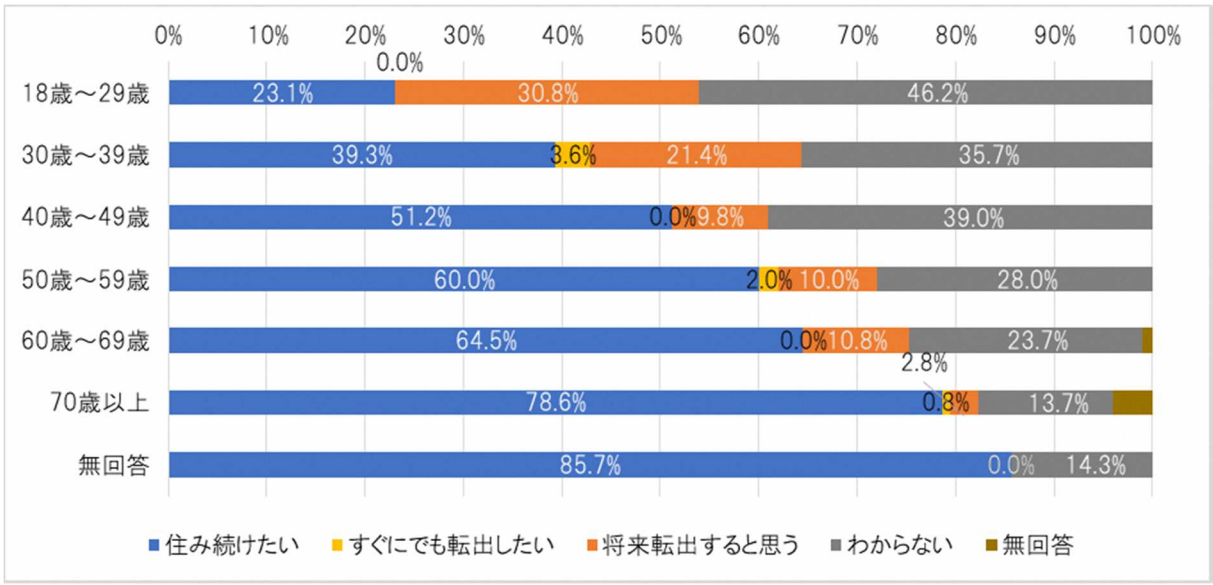

■図：令和６年（2024 年）における年齢別の、今後の田野町での居住希望結果比較

（3） 田野町の重点改善分野

住民意向調査において確認した「施策の満足度」と「施策の重要度」を1つのグラフにまとめています。

●横軸に満足度、縦軸に重要度を設定し、全施策を得点化した上で、グラフに分布。

●それぞれの平均点を4つに区分し、左上の領域を「重点改善施策」と設定。（重要度が高く、満足度が低い）

1）令和6年（2024 年）の結果 （緑字：令和6年の結果において新たに追加された項目）

【産業】	【都市基盤】	【保健･福祉】
･農林業の振興 ･商工業の振興 ･就労対策･勤労者福祉	･土地利用 ･道路･交通網	･高齢者施策 ･社会保障

2）令和2年（2020 年）の結果 （赤字：令和6年の結果において除かれた項目）

【産業】	【都市基盤】	【保健･福祉】	【協働･行政運営】
･農林業の振興 ･商工業の振興 ･就労対策･勤労者福祉	･道路･交通網 ･排水処理	･高齢者施策 ･社会保障 ･障がい者福祉	･行政経営

■表：令和２年（2020 年）と令和６年（2024 年）における田野町の重点改善分野結果比較

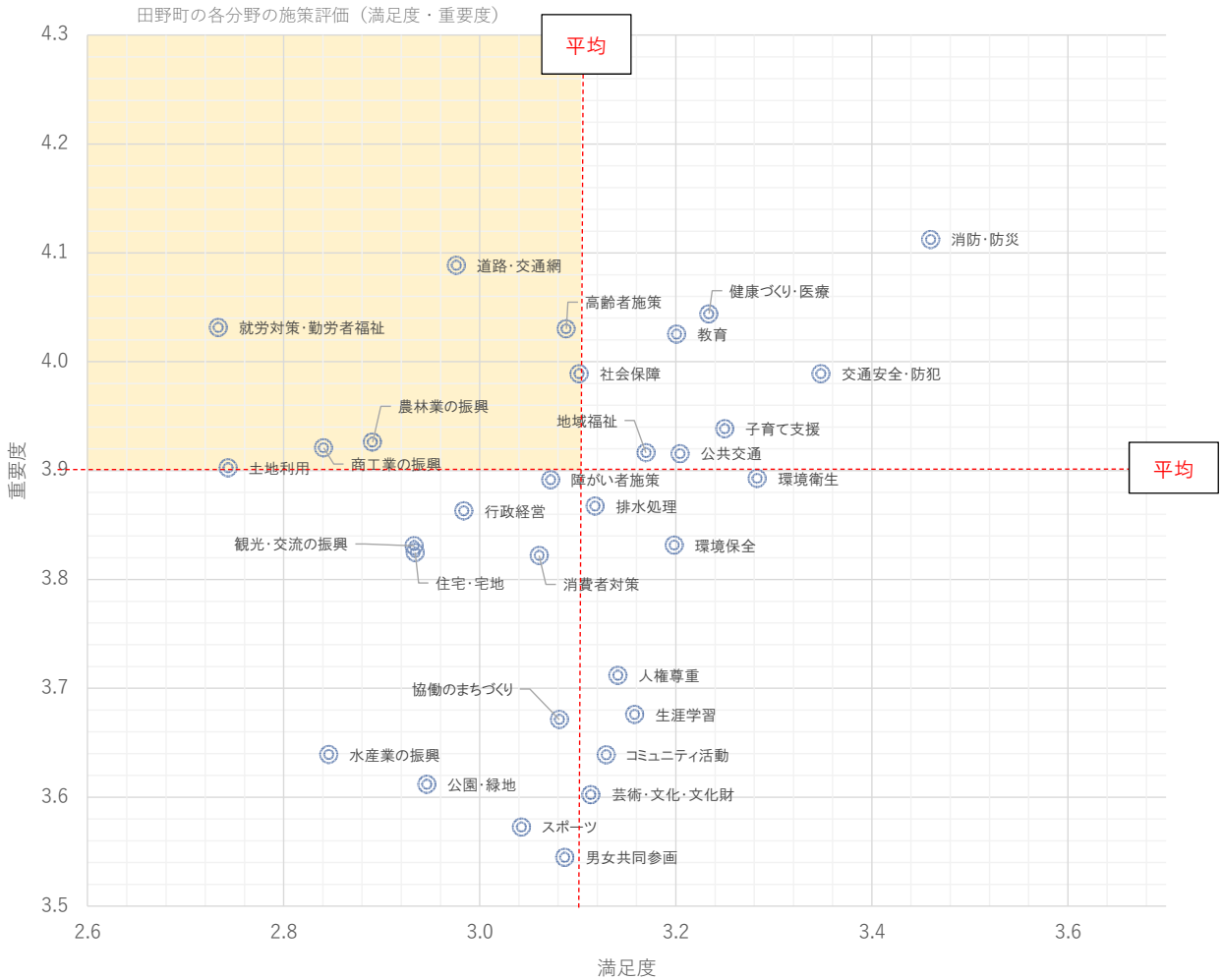

■図：令和６年（2024 年）における田野町の重点改善分野結果

第３節　現状と課題を踏まえた計画の考え方

現状分析に基づき設定された課題の対応等、本計画策定の根底にある考え方を以下に整理します。

① 人口減少が進展する中で、住んでみたい、住み続けたい田野町を実現する

町民が求めること、移住希望者が求めること、事業者が求めることなどをしっかりと把握し、田野町が抱える課題の根底にある問題点に対して施策のアプローチを行います。

② 新しい時代の流れを力にした持続可能な社会を実現する

SDGs（持続可能な開発目標）、デジタル化、グリーン化等は、この 10 年間で、更なる取組の進展が予測されます。田野町においても、どういった分野で活用・展開していくことができるのかを整理し、安全・安心で住みやすいまちづくりに向けた取組を行います。

③ 愛着と誇りをもって育ち、未来の田野町を支える人材を育てる

若い世代の方に田野町で住み続けてもらう、また、田野町から転出した方が田野町に戻ってきて生活するなど、移住・定住の取組が重要です。そのために、教育環境や子育て支援の充実、雇用の確保等に対する施策の検討を行います。

④ 地域の取組や魅力を発信する

前述した取組も含め、田野町の魅力や取組等、町のことをもっと知ってもらうことが重要です。様々な媒体を活用し、町内外の方に対して情報発信を行います。

第１部

基本構想

第１章　田野町の将来像

第２章　基本計画の構成

第３章　将来人口推計

第１章　田野町の将来像

第１節　田野町の将来像

田野町の将来像は、本町にお住まいの町民の皆さまを始め、関係する全ての人がこのまちを好きになり、協働により実現を目指すまちの姿です。

本計画を策定するにあたり、まちの立地特性や地域が抱える課題を踏まえ、今後の田野町を持続可能なまちとしていくことを目指します。田野町総合計画・総合戦略（令和2年（2020 年）7月策定）で検討された将来像や取組を引き継ぎ、まちの将来像実現に向けたまちづくりを推進します。

― まちの将来像 ―

暮らしの魅力がぎゅっと詰まった生活交流拠点

今後の田野町においては、「新たな時代に対応しつつも、地域の自然や歴史、文化を大切にし、誇りと愛着を持てる地域づくり」がより重要となってきます。今後も中芸地区の中心地として、活力ある産業の振興をはじめ、自然環境と調和した居住環境の整備、安心・安全な暮らしを支える道路整備とともに子育て世代を支えるまちづくりを目指します。

目指すべきまちの姿

【基本施策】

1　活力ある産業のまち
2　人にやさしい健康・福祉のまち
3　人を育てる教育・文化のまち
4　ずっと住みたい快適なまち
5　みんなが輝き支え合うまち

【重点施策（総合戦略）】

1　地産地消・外商の強化により安定した収入を確保し雇用を創出する
2　田野町への新しい人の流れをつくる
3　「結婚」「妊娠・出産」「子育て」の希望をかなえる
4　高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられるまちをつくる

第２章　基本計画の構成

第１節　政策５原則

これまでの総合計画・総合戦略においても、国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の政策の企画・実行にあたっての5つの政策原則を踏まえた「政策5原則」を掲げてきました。本計画についても、この考え方は継続して取り組む内容として設定します。

（1）自立性

各施策が一過性の対症療法的なものとならないよう、構造的な問題にも対処することで、田野町・民間事業者・個人等の自立につながる施策を実施します。

（2）将来性

田野町は、町民・行政が協力し、自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組む施策を重点的に実施します。

（3）地域性

国、高知県、田野町が持つ様々なデータについて、客観的に整理・分析し、実状整理や将来予測を行うことで、田野町の実態に合った施策を実施します。

（4）直接性

最大限の成果を上げるため、ひとの移転、しごとの創出、まちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施します。また、住民・産官学金労（産業界、官公庁、大学、金融機関、労働団体）の連携を促すことにより、政策・施策の効果をより向上させる工夫を実施します。

（5）結果重視

PDCA（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））を実践するために、具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証することで、必要な改善を実施します。

第２節　基本施策

基本施策は、本町の目指すべきまちの姿の実現に向けた、主要な施策や事業について、分野別に整理したもので、本町の町政運営を総合的に進めるための基本的な方向性となるものです。

基本施策 1　活力ある産業のまち

農業をはじめ、林業、水産業、商工業、観光業が連携し、豊かな自然や地域資源を最大限に活用した、地域産業の活性化を推進します。

施策１-１　農林水産業　　施策１-２　商工業　　施策１-３　観光振興・移住定住
施策１-４　就労対策・勤労者福祉

基本施策 2　人にやさしい健康･福祉のまち

少子高齢化が加速化する中、広域的に連携する取組と効果的に役割分担をしながら、保健･医療･福祉政策を総合的に展開します。また、住民、地域、行政が協働し、地域福祉活動をより一層進めることで人にやさしいまちづくりを推進します。

施策2-1　子育て支援　　施策2-2　地域福祉　　施策2-3　健康づくり･医療

基本施策 3　人を育てる教育･文化のまち

次世代を担う『人財』を育成し、だれもがともに学ぶことができ、田野町に誇りと愛着をもてる、郷土教育･教育環境の整備充実を推進します。

施策3-1　教育　　施策3-2　生涯学習　　施策3-3　芸術･文化･文化財　　施策3-4　スポーツ

基本施策 4　ずっと住みたい快適なまち

豊かな自然環境を保全し、環境と共生した魅力あるまちをつくり、安心・安全な住民生活や産業活動の基礎となる生活基盤の整備を推進します。

施策4-1　道路・交通網
施策4-2　住宅・宅地
施策4-3　公園
施策4-4　水道
施策4-5　環境
施策4-6　交通安全・防犯

基本施策 5　みんなが輝き支え合うまち

住民と行政が協働し、だれもが自分らしく生きることができる、魅力ある地域づくりを推進します。

施策5-1　消防・防災
施策5-2　協働のまちづくり
施策5-3　コミュニティ活動
施策5-4　人権尊重
施策5-5　行政経営

第３節　重点施策（総合戦略）

重点施策（総合戦略）（以下、重点施策と示す。）は、目指すべきまちの姿を実現するために、人口減少対策に特化し、基本施策の中から、横断的かつ重点的に取り組む施策について、次の4つの柱を掲げます。

重点施策 1　地産地消・外商の強化により安定した収入を確保し雇用を創出する

●若年層の転出抑制や転入を促すためには、就業の場が充実していることが欠かせません。田野町における「性別・年齢5歳階級別人口移動の状況の長期的動向」からも、男女ともに、就職等の機会に、若い世代が本町から転出している傾向が見られます。

●本町では、農業を基幹産業としており、この特性を生かしながら、様々な支援施策を積極的に推進してきたところです。今後も、これら支援施策を更に深化・加速していくことが求められています。

●また、地域で育まれてきた資源やこれまでのまちづくりの成果など、地域特性を最大限に生かしながら、更なる産業の振興を図るとともに、地産地消及び外商への取組も一層強化し、雇用を創出することが何よりも重要となります。

●それぞれの産業における収益を増加させ、だれもがいきいきと仕事をして、満足できる就業の場を創出していきます。

【関連する施策】

■農業の振興、商工業の振興、就労対策・勤労者福祉の振興

重点施策 2　田野町への新しい人の流れをつくる

●本町の魅力・住みやすさを町内外に発信するなど、田野町を移住先に選んでもらえる取組を展開します。

●田野町を知らない方々が田野町を知り、好きになってもらい、最終的には移住、定住していただくために、「知る」⇒「興味を持つ」⇒「行動する」⇒「移住する」という各段階で必要となる支援施策を展開します。

●若年層や子育て世代をメインターゲットにした効果的な定住誘導策を実施します。さらに、これまで取り組んできた移住施策を継続しつつ、地域おこし協力隊の定着などについても推進します。また、移住者、定住者の受け皿となる、空き家バンク、新築住宅の建設、宅地分譲の推進を図っていきます。

●新たに地域外から「もの・ひと・こと・かね」を流入させるための、道の駅「田野駅屋」の再整備等に取り組んでいくことが求められています。

●企業や地域が求める役割を担う豊かな経験や能力を有した「人財」や企業の地方拠点誘致を促進するとともに、地域資源の発掘及び情報の発信、移住促進の取組と連動させて、第一次産業や商店街の担い手確保対策も視野に入れた取組を進めます。

【関連する施策】

■観光振興・移住定住施策、芸術・文化・文化財の活用、住宅・宅地整備による移住・定住者の確保、情報発信の推進

重点施策 3 「結婚」「妊娠・出産」「子育て」の希望をかなえる

●若者や子育て世代、とりわけ女性の人口流出は、今後の本町の人口構造を左右する大変大きな問題であり、これら問題には、様々な面からの解決策やアプローチが必要です。

●結婚、妊娠、出産、子育て、仕事と育児の両立等、ライフステージの各段階に応じた切れ目ない対策を進め、だれもが希望の時期に安心して結婚・子育てができる環境づくりに向けた取組が求められています。

●また、子育て支援についてしっかりと対応を図り、田野町で安心して子どもを育てられる環境を整備していくことが重要です。

●本町は歴史的にも県東部の教育振興地域として発展してきた側面もあり、現在もまちの風土の中に、“まちづくりは人づくりから”の視点があります。 各分野の未来を担う人材育成のみならず、やがて“ふるさとへ帰ってきたい。ふるさとのために働きたい” と感じる郷土愛を育てること、いわゆる将来の田野町をつくる『教育の振興』が重要であると考えます。

●教育環境やコミュニティ施設の充実を図ることにより、子どもや子育て世代が、ともに希望にあふれる未来を創造し、このまちに「住み続けたい」と実感できるまちづくり、若者や子育て世代から選ばれるまちづくりの実現を目指していきます。

【関連する施策】

■子育て支援、教育、コミュニティ活動

重点施策 4 高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられるまちをつくる

●転出抑制や転入を促すための好循環を支えるためには、まちの活力向上、魅力向上を推進するとともに、子どもから高齢者まで安心して暮らすことのできる環境づくりが重要です。

●“未来を見据えた生活基盤整備をとおした地域づくり”も重要な要素です。特に「阿南安芸自動車道整備」は、本町へのインターチェンジの設置が確定しており、今後は「阿南安芸自動車道整備」とあわせて、本事業における全体像を明確にしていきます。また、「阿南安芸自動車道整備」から派生する各種事業展開を図るとともに、住環境整備を進めるなど生活の基本となる整備についても推進します。

●近年頻発する水害や地震といった自然災害への対策に取り組むことや、日常生活における交通安全・防犯、消防といった安全対策に取り組みます。

【関連する施策】

■地域福祉の推進、健康づくり・医療の取組の推進、生涯学習とスポーツの振興

■道路・交通網・公園・水道等、生活環境基盤整備の推進、環境対策の推進、交通安全・防犯の取組、消防・防災への対策

■人権の尊重に向けた取組推進、行政経営に対する適正な管理

第３章　将来人口推計

第１節　将来人口推計結果

本町では、「第3期田野町人口ビジョン」（以下、「人口ビジョン」という。）を策定しています。人口ビジョンでは、本町における人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示しています。重点施策の実現に向けた効果的な施策を企画・立案にあたり、検討の基礎となる内容であり、これら将来人口の目標と整合性を保ったものとしていく必要があります。

人口減少に対応した各種施策の実施と人口減少に歯止めをかける積極戦略とのバランスを図りながら、目指すべき将来の方向等を提示します。以下に、将来人口推計の内容を整理します。（詳細については、「第3期田野町人口ビジョン」に記載。）

1. 将来人口推計の考え方

●将来人口推計については、令和2年（2020 年）に策定された第2期田野町人口ビジョンで検討された推計方法を基本として、以下4つのパターンによる検証を図ります。

パターン1　：　国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研と示す。）における将来推計

パターン2　：　合計特殊出生率を国の想定推移に合わせた場合の推移

パターン3　：　純移動率（流入率　－　流出率）が0となる場合の推移

パターン4　：　上記を踏まえた田野町の独自推計

※パターン2及びパターン3は、「地方人口ビジョンの策定のための手引き（令和元年（2019 年）6月版）」（参考：内閣府地方創生推進室資料）より、出生率影響評価と移動率影響評価を図るために算出を行う。

2. 推計パターン1～3の検証結果

●人口減少対策としては、出生率向上よりも、移動率の影響が高い結果となっています。

パターン1（社人研推計結果）	パターン2（合計特殊出生率向上）	パターン3（純移動率を0）
令和2年（2020 年）実測値　：　2,498 人		
令和27年（2045 年）推計値　：　1,463 人	令和27年（2045 年）推計値　：　1,502 人	令和27年（2045 年）推計値　：　1,814 人
令和42年（2060 年）推計値　：　1,017 人	令和42年（2060 年）推計値　：　1,072 人	令和42年（2060 年）推計値　：　1,662 人

1,502 人　／　1,463 人　＝　出生率影響評価 102.7%　　影響度 2

「１」＝100%未満、「２」＝100～105%、「３」＝105～110%、　「４」＝110～115%、「５」＝115%以上の増加

1,814 人　／　1,502 人　＝　移動率影響評価 120.8%　　影響度 4

「１」＝100%未満、「２」＝100～110%、「３」＝110～120%、　「４」＝120～130%、「５」＝130%以上の増加

■図：パターン１～３の検証結果

3. 推計パターン4　田野町の独自推計

●パターン1～3の検証結果を活かした、田野町の独自推計値を設定します。

●人口減少対策としては、移動率の影響が高い結果となっています。社会増減に関する設定として、純移動率については、今後、転入は鈍化していく傾向となることが予想されます。また、出生率の影響が若干低い結果ではありますが、人口増加施策として出生率を増加させることは有効な対策であるため、引き続き対応を図っていくことが求められます。

●年齢階級別人口移動においても、進学や就職を機に、転出する若年層が多くみられ、高校、大学等の教育機関やニーズに応じた職の確保などの面から、これら流出を完全に防止することはできないと考えられます。

●そのため、政策的に転入者数を増やしていくことを目指し、毎年一定数の移住者を確保する設定とします。（表：転入者数の設定　参照）

●合計特殊出生率は、現況の実績値からみて、国の「長期ビジョン」達成は現状で困難と判断し、社人研推計値を基本として推計を行います。

■転入者数の設定

年齢	男女別	合計
0～4歳　→　5～9歳	男女各1人/年	計2人/年
5～9歳　→　10～14 歳	男女各1人/年	計2人/年
20～24 歳　→　25～29 歳	男女各3人/年	計6人/年
25～29 歳　→　30～34 歳	男女各2人/年	計4人/年
		計 14 人/年

■表：転入者数の設定

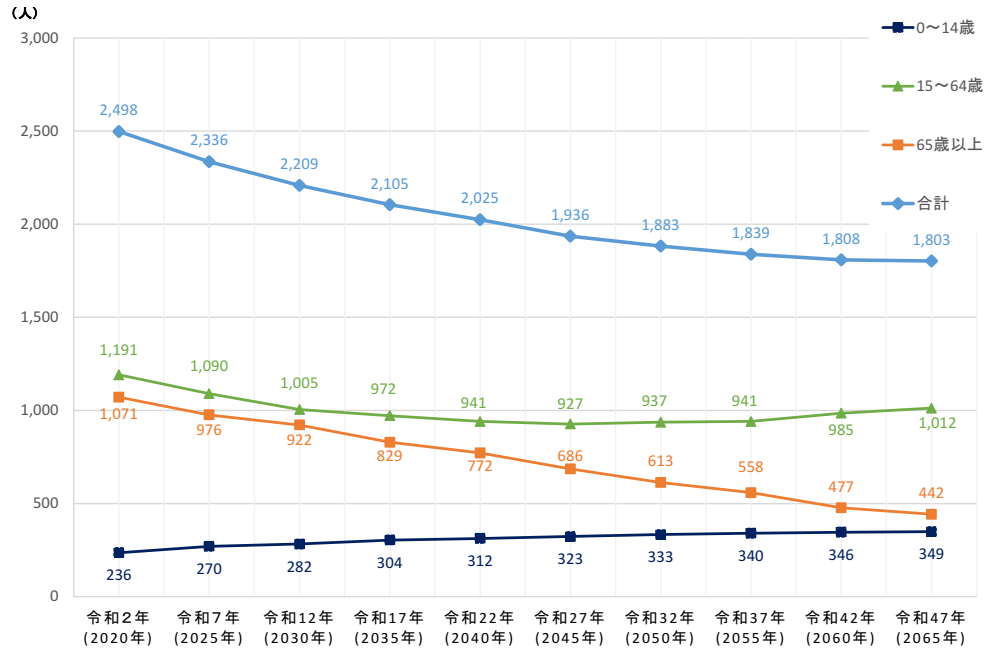

■図：パターン４　年齢３区分別推計結果

	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)	令和37年 (2055年)	令和42年 (2060年)	令和47年 (2065年)
0～14歳	236	270	282	304	312	323	333	340	346	349
15～64歳	1,191	1,090	1,005	972	941	927	937	941	985	1,012
65歳以上	1,071	976	922	829	772	686	613	558	477	442
合計	2,498	2,336	2,209	2,105	2,025	1,936	1,883	1,839	1,808	1,803

■表：パターン４　年齢３区分別推計結果

4. 推計パターン1～4の比較

●本計画においては、パターン4を将来人口推計値として設定します。

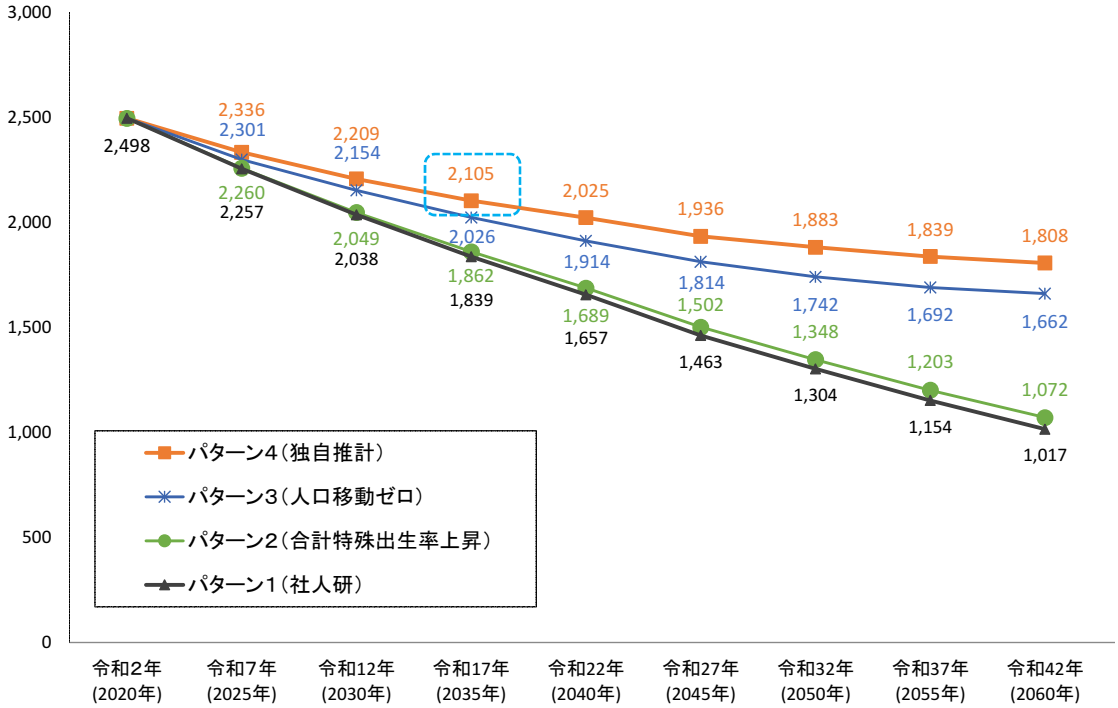

■図：パターン１～４の比較

	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)	令和37年 (2055年)	令和42年 (2060年)
パターン1（社人研）	2,498	2,257	2,038	1,839	1,657	1,463	1,304	1,154	1,017
パターン2（合計特殊出生率上昇）	2,498	2,260	2,049	1,862	1,689	1,502	1,348	1,203	1,072
パターン3（人口移動ゼロ）	2,498	2,301	2,154	2,026	1,914	1,814	1,742	1,692	1,662
パターン4（独自推計）	2,498	2,336	2,209	2,105	2,025	1,936	1,883	1,839	1,808

■表：パターン１～４の比較

5. 人口の将来展望

田野町ではパターン4で推計された結果として、基本計画の計画期間である、令和 12 年(2030 年)に 2,209 人、基本構想の計画期間である令和 17 年(2035 年)に 2,105 人を目指します。

基本計画期間目標人口 ： 令和 12 年(2030 年) 2,209 人

基本構想期間目標人口 ： 令和 17 年(2035 年) 2,105 人

第２部

基本計画

第１章　基本施策

【分野別施策】

基本施策１　活力ある産業のまち

基本施策２　人にやさしい健康・福祉のまち

基本施策３　人を育てる教育・文化のまち

基本施策４　ずっと住みたい快適なまち

基本施策５　みんなが輝き支え合うまち

【重点施策】

第１章　基本施策

第１節　施策体系

前期基本計画の施策体系を以下に示します。

まちの将来像

暮らしの魅力がぎゅっと詰まった生活交流拠点

目指すべきまちの姿

基本施策１

活力ある産業のまち

- 施策１-１　：　農林水産業
- 施策１-２　：　商工業
- 施策１-３　：　観光振興・移住定住
- 施策１-４　：　就労対策・勤労者福祉

基本施策２

人にやさしい健康・福祉のまち

- 施策２-１　：　子育て支援
- 施策２-２　：　地域福祉
- 施策２-３　：　健康づくり・医療

基本施策３

人を育てる教育・文化のまち

- 施策３-１　：　教育
- 施策３-２　：　生涯学習
- 施策３-３　：　芸術・文化・文化財
- 施策３-４　：　スポーツ

基本施策４

ずっと住みたい快適なまち

- 施策４-１　：　道路・交通網
- 施策４-２　：　住宅・宅地
- 施策４-３　：　公園
- 施策４-４　：　水道
- 施策４-５　：　環境
- 施策４-６　：　交通安全・防犯

基本施策５

みんなが輝き支え合うまち

- 施策５-１　：　消防・防災
- 施策５-２　：　協働のまちづくり
- 施策５-３　：　コミュニティ活動
- 施策５-４　：　人権尊重
- 施策５-５　：　行政経営

■図-施策体系図

第２節　基本施策と重点施策の関係

●総合計画における基本施策では、田野町における基本計画（前期）5年間の取組を整理し、施策や事業の展開方針を提示します。本町においては、基本施策1～5で実現する主要施策をもって、「人口維持・増加」と「地方創生の推進」を実現します。

●それに対し重点施策は、今後5年間の施策実施により、人口減少に歯止めをかけ人口維持・増加を図るとともに、地方創生の実現を図ります。

●この目標実現に向け、基本施策における主要施策もしくは複数の主要施策より目標値を抽出し、以下の重点施策に関連付けます。

●なお、重点施策においては、重要業績評価指標（KPI）（以下、KPIと示す。）を設定し、各施策や事業の推進について、効果の検証を図っていきます。

●各施策において、特に推進を図っていく重要な事業については、分野別施策の主要施策及び重点施策の KPI に★印を記載しています。

目標　人口維持・増加、地方創生の実現

重点施策1　地産地消・外商の強化により安定した収入を確保し雇用を創出する
重点施策2　田野町への新しい人の流れをつくる
重点施策3　「結婚」「妊娠・出産」「子育て」の希望をかなえる
重点施策4　高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられるまちをつくる

基本施策1	基本施策2	基本施策3	基本施策4	基本施策5
活力ある 産業のまち	人にやさしい 健康・福祉のまち	人を育てる 教育・文化のまち	ずっと住みたい 快適なまち	みんなが輝き 支え合うまち
農林水産業 商工業 観光振興・移住定住 就労対策・勤労者福祉	子育て支援 地域福祉 健康づくり・医療	教育 生涯学習 芸術・文化・文化財 スポーツ	道路・交通網 住宅・宅地 公園 水道 環境 交通安全・防犯	消防・防災 協働のまちづくり コミュニティ活動 人権尊重 行政経営

■図-重点施策と基本施策の関係性

第３節　分野別施策

1　活力ある産業のまち

●活力ある産業のまちを実現するため、基盤整備や体制の構築に取り組みます。
●特に今後５年間で重要な事業となる道の駅「田野駅屋」の再整備等に取組み、様々な課題に対応できる施設として整備を進めます。
●これらにより“職”の確保と若い世代が働きやすい環境構築を行うことで、新たな担い手の確保につなげていきます。

1-1　農林水産業

主要施策1　生産基盤等の充実
主要施策2　産地形成の推進
主要施策3　担い手の育成･確保
主要施策4　6次産業化の推進
主要施策5　都市と農村との交流の促進
主要施策6　スマート農業の推進
主要施策7　消費の拡大促進
主要施策8　畜産業の振興
主要施策9　有害鳥獣対策

1-2　商工業

主要施策1　商業サービス等の向上支援
主要施策2　既存事業者の経営強化及び事業承継
主要施策3　企業の誘致
主要施策4　製塩関連事業の充実
主要施策5　地産地消･外商の取組強化

1-3　観光振興･移住定住

主要施策1　既存観光･交流資源の充実･活用と新たな魅力づくり
主要施策2　広域観光の推進
主要施策3　関係人口の拡大
主要施策4　移住･定住の促進

1-4　就労対策･勤労者福祉

主要施策1　雇用機会の確保と地元就職の促進
主要施策2　様々な働き手の雇用促進
主要施策3　勤労者福祉の充実

関連する重点施策

重点施策1
地産地消･外商の強化により安定した収入を確保し雇用を創出する

重点施策2
田野町への新しい人の流れをつくる

重点施策1
地産地消･外商の強化により安定した収入を確保し雇用を創出する

施　策
1 - 1

農林水産業

関連 SDG s

施策を取り巻く現状と課題

【人材不足、遊休農地や耕作放棄地の増加等、多くの問題が深刻化】

- 農家数の減少や就業者の高齢化、担い手不足、これに伴う遊休農地や耕作放棄地の増加、農地の集積の停滞などの問題が深刻化してきています。
- 畜産業は、飼育するための広い敷地や建物、排せつ物を処理するための設備も必要となることから、新規参入が非常に難しいものとなっています。

【人材確保とあわせて、基盤整備等による生産性の高い農地づくりが必要】

- 担い手育成･確保、農業経営の組織化等により持続可能な農業を目指す必要があります。
- 農業生産基盤の充実（既存優良農地の保全及び有効活用、基盤整備、用排水施設や農道の整備等）による効率的かつ生産性の高い農地をつくることが必要です。

【農業従事者の所得向上と雇用の創出を目指す】

- 地元食材を活用した特産品の開発、農産物加工体制の充実等を促進していく必要があります。
- 地域特性を生かしたグリーンツーリズムの取組により、関係人口を増やし新しい人の流れをつくることで農業を含めた地域全体にイノベーションを起こせるような取組が必要です。

【水産資源と担い手の確保】

- 当町の水産業は大型定置網と一本釣り等で構成されており、沿岸海域を利用した漁業が主体です。近年の地球温暖化等の環境変化により海水温が上昇し魚の周遊ルートが変わるなど漁獲量に深刻な影響を与えており、あわせて、漁業従事者の高齢化や担い手不足により年々就業者数が減少しています。

【有害鳥獣被害への対策】

- 有害鳥獣による農作物への被害が増加傾向にあることから、有害鳥獣の捕獲を行い、被害抑制に努める必要があります。

施策の目的

多面的機能を発揮する持続可能な農業を推進

本町の特性を生かした作物の産地化を推進し、付加価値の高い農産品作りに取り組みます。また、農地の効率的な利用を図り、担い手の確保と育成、生産基盤の整備などを進めます。あわせて、鳥獣被害防止に向けて、狩猟者の確保育成を行います。

水産業においては、稼げる水産業の確立に向けて、後継者対策等を関係機関と連携して行います。

関連する分野別計画

- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- 農業振興地域整備計画
- 地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）
- 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

施策の目的達成に向けた**主要施策**

（1） 生産基盤等の充実

●農業振興地域整備計画を適宜見直し、秩序ある土地利用を推進し、優良農地の確保･保全を図ります。
●地域農業を維持するため、地域計画を基に、農地の集積･集約化を推進します。
●関係機関との連携のもと、圃場整備をはじめ農道、ため池、用排水施設の整備を図り、農業生産基盤の一層の充実を図ります。
●農業関連廃棄物の適正処理の促進、減農薬･減化学肥料栽培の促進等、環境にやさしい農業の促進に努めます。
●農業経営の進展、持続化、効率化を推進するため、農業経営の組織化に努めます。
●漁船や魚群探知機等を導入する際の支援等、国･県の各種支援事業の推進による漁業者の経営安定を図ります。
●漁業協同組合が取り組むイサキ等の種苗放流事業への支援を行い、水産資源の維持を図ります。

（2） 産地形成の推進

●地域の特性を踏まえ、米、施設園芸野菜、露地栽培野菜等の主産地の形成を図るため、農協と連携して各部会の育成に努めます。
●また、施設園芸野菜のまとまりある産地づくりとして、農家と農協の信頼関係を構築し、地域の課題解決に向け農協を中心とした活動や部会等生産組織の活性化を主体的に行える産地づくりを目指します。
●地元で生産した農産物を地元で消費するという地産地消を推進するため、学校給食や公共施設等と連携し、生産拡大と消費拡大に努めます。

（3） 担い手の育成・確保

●新規就農者の掘り起こし、確保、育成をセットに、田野町担い手育成総合支援協議会等の関係機関と協力し担い手の育成及び確保、農福連携に取り組みます。
●新規漁業就業者の確保のため、国･県等の関係機関と連携し、UIJターン者や若者、女性等の多様な担い手の確保と人材の育成に努めます。

（4） ６次産業化の推進

●農業者の所得向上や地域での雇用創出を目的に、6次産業化に取り組む農業者や地元食材を活用した特産品開発を行う事業者等を支援していきます。

（５） 都市と農村との交流の促進

●農村の強みを生かし都市住民や消費者と、地域をつなぐという視点に立ち、自然、文化、地元住民との交流をとおして、農地の有効活用や観光との連携を促進し、関係人口を増やすことで地域活性化に取り組むグリーンツーリズム（農村での滞在体験）の取組を促進します。

（６） スマート農業の推進

●農業分野の抱える様々な課題を、AI、ロボット、IoT 等先端技術活用により解決できるよう推進します。

（７） 消費の拡大促進

●農産物直売体制の充実や学校給食との連携による地産地消の促進、PR活動の強化やイベントの活用等、多面的な取組を促進し、町内外における消費の拡大に努めます。

（８） 畜産業の振興

●耕畜連携をはじめ、畜産業と商工観光業との連携を図り、販売対策、地産地消の推進により畜産農家の経営の安定化を図ります。

●新規就農希望者に対して研修先の紹介や畜舎の建設補助の活用等、積極的に支援します。

（９） 有害鳥獣対策

●農作物被害抑制のため、捕獲した有害鳥獣に対して報償費を支払うなどの取組を促進します。

施　策
1 - 2

商工業

関連 SDG s

施策を取り巻く現状と課題

【少子高齢化の進展により、地方産業を取り巻く環境は一層厳しさを増すことが予想される】

- 本町の商業を取り巻く環境は、消費者ニーズの高度化、多様化等を背景に、高齢化や後継者不足などにより、空き店舗が目立つ状況となっており、一層厳しさを増しています。
- 本町の工業を取り巻く環境は、これまで住民所得の向上と雇用機会の確保に寄与してきましたが、長期にわたる景気の低迷など取り巻く情勢は厳しさを増してきています。
- 今後は、商工会等の関係機関と連携し、町内事業者の経営意欲の高揚や経営の安定化、後継者の確保などに対する支援を強化する必要があります。
- 本町では、完全天日塩製塩業に取り組む塩職人を養成し、新たな産業の創出と生産された完全天日塩や製造過程でできる副産物のにがりを活用した特産品の開発に取り組み、産業クラスターの構築につなげます。

施策の目的

魅力ある商業環境づくりと既存企業の体質強化

にぎわいと活力あふれるまちづくりの一環として、商工会等と連携し、魅力ある商業環境づくりを進め、商業の活性化を図ります。また、地域経済の活性化と雇用の場の確保に向け、既存企業の体質強化を目指します。

関連する分野別計画

- 高知県産業振興計画
- 事業継続力強化支援計画（中芸地区商工会）

施策の目的達成に向けた**主要施策**

（1）商業サービス等の向上支援

- 商工会等との連携のもと、指導・支援体制の強化を図り、経営意欲の高揚や後継者の育成、新規開業者の発掘等に取り組みます。
- 地元商店ならではの地域に密着したサービスやイベント等、近代的経営や魅力ある店舗づくりを促進するとともに、キャッシュレス化を検討していきます。

(2) 既存事業者の経営強化及び事業承継

●商工会等との連携のもと、事業者の経営強化を図るため、研修や経営相談の拡充を図ります。
●情報提供の充実、異業種交流の場の提供等支援体制の強化に努めます。
●優れた人材の育成確保や技術力の向上、販路の開拓等を支援します。
●商工会等と連携し、事業者の後継者情報等を整理するなど、事業承継を促進します。

(3) 企業の誘致 ★

●未活用の町有地や空き地、空き店舗等を活用したサテライトオフィス等の誘致に取り組み、新産業の創出や雇用拡大に努めます。
●関係機関等と連携して、企業動向やニーズを把握し、企業誘致優遇策等の支援制度の検討・整備に向けて情報収集や情報発信に取り組み、企業誘致を促進します。
●道の駅「田野駅屋」の再整備にあわせて、移住者・起業の応援スペースとなるチャレンジショップやテナントショップ等の環境整備に取り組みます。

(4) 製塩関連事業の充実 ★

●研修から起業までの施設整備や支援体制を構築することで、新規就業者の確保に努め、完全天日塩の増産を図ります。
●完全天日塩やにがりを加工品に活用した、まちの新たな特産品の開発に取り組み、塩関連事業に従事する就業者の確保を行い、雇用の創出や産業クラスターの構築を図ります。

(5) 地産地消・外商の取組強化 ★

●新たに地域資源の掘り起こしや磨き上げを行い、新商品の開発やその販路拡大に向けた支援に取り組みます。
●ふるさと納税や道の駅「田野駅屋」を外商の拠点として、県産業振興計画事業との連携を図ります。また、地域の農産物や特産品を全国、さらには海外へ流通させる機能強化に取り組み、販路を拡大させるとともに外貨の獲得や安定した雇用の創出につなげ、地域産業の活性化を図ります。

施　策
1 - 3

観光振興・移住定住

関連 SDG s

施策を取り巻く現状と課題

【町の歴史と文化を生かした新たな地域資源･観光資源となりうる取組を展開】

- 高規格道路の一部開通にともない県都高知市からのアクセスが向上した本町は、美しい自然環境や旧跡が整備され、清岡道之助や濱口雄幸など過去から現在、未来に向けて誇るべき偉人を輩出した歴史と文化を感じさせる町です。
- 製塩体験など地域資源･観光資源となりうる取組が展開されています。

【広域的な連携を一層強化する】

- 中芸地域や高知県東部地域といった広域的な連携を一層強化するとともに、行政と住民が連携して、観光振興に対する意識の高揚を図り、既存資源の活用、新しい魅力の掘り起こしなど多面的かつ一体的な取組を推進する必要があります。

【移住･定住の促進】

- 移住希望者のニーズを把握し、「住みやすい」「住み続けたい」と思うまちづくりや、人口減少の抑制と雇用機会の拡大に向けた取組が必要です。

施策の目的

裾野を広げ関係人口の拡大から移住定住を促進

行政･地域住民の双方が、本町の魅力を再認識･発見し、これらを活用した多面的な取組を一体的に推進し、関係人口の増加を図ります。また、移住希望者のニーズに合わせた情報発信を行うなど、関係団体との連携を図りきめ細やかな相談に対応できる体制を構築し、受入環境の整備を行います。

関連する分野別計画

- 高知県 産業振興計画
- 高知県東部 観光振興計画
- 中芸とゆずと森林鉄道 日本遺産計画

施策の目的達成に向けた**主要施策**

(1) 既存観光・交流資源の充実・活用と新たな魅力づくり

●観光･交流施設の整備及び維持管理を推進し、機能強化に努めます。

●まちの文化財や史跡、観光関連施設等の観光資源を活用して新たなまちの魅力づくりに取り組み、観光客の誘致と地域経済の活性化を図ります。

(2) 広域観光の推進

●高知県東部地域や中芸地域の広域的連携を強化し、日本遺産や広域観光ルートづくり、道の駅「田野駅屋」を活用した広域的な PR 活動の推進等、地域一体となった観光振興施策の推進に努めます。

●広域的に体験型･滞在型観光を推進する上で、民泊受入体制の整備や体験交流機能の充実に努めます。

(3) 関係人口の拡大

●地域資源の活用等により田野町のファンづくりに努めるとともに、道の駅「田野駅屋」の再整備にあわせて、運営事業者による定期的なイベントの開催のほか、町関係機関や民間事業者によるイベントの開催を促進し、関係人口の増加に努めます。

(4) 移住・定住の促進　★

●田野町への移住について関心を高めてもらうために、高知家プロモーションとの連携等を積極的に図り、多様な情報を発信していきます。

●地域おこし協力隊制度の活用や、田野町での生活を体験できる機会の充実等、移住のきっかけにつながる取組を推進します。

●町内にある空き家の有効活用や分譲地の開発等、住環境を整えるとともに、安心して田野町に住み続けるために必要な住環境の整備に取り組み、定住を促進します。

●特定地域づくり事業協同組合制度の活用を検討し、移住者等の雇用機会の確保に努め、定住につなげるためのフォローアップを図ります。

●道の駅「田野駅屋」の再整備にあわせて、情報発信機能を強化し、道路情報や観光情報のみならず、移住相談や空き家情報等を集約し、移住者のスムーズな獲得に努めます。

施　策
1 - 4

就労対策・勤労者福祉

関連 SDG s

施策を取り巻く現状と課題

【雇用機会が少なく、都市部に人口が流出】

●経済のグローバル化や技術革新に伴う産業構造変化により、雇用環境は変化しています。

●雇用機会の少なさ等により、都市部への人口流出が続いています。

【地元就職の促進、女性、高齢者、障がい者などの雇用促進が求められる】

●町内企業への支援等、産業振興施策を一体的に推進し、雇用の機会創出が求められています。

●関係機関との連携を図り、雇用の安定と雇用機会の拡充を進める必要があります。

【求職側のニーズの把握が必要】

●雇用機会があるものの、求人側と求職側のニーズが一致しない「雇用のミスマッチ」が生じており、企業と求職者双方への適切な情報提供が求められます。

【労働環境、勤労者福祉の充実】

●「働き方」改革で求められる労働環境の実現に向け、企業と連携しながら、労働環境や勤労者福祉の充実を図っていくことが必要です。

施策の目的

雇用機会の創出を進め、勤労者が安心して働ける環境を整備

地域産業の活性化により、雇用機会の創出を進めるとともに、雇用のミスマッチを減らす情報提供を図り、さらに女性、高齢者、障がい者、若年層に対する就職情報の提供、職業能力開発支援に努めます。

また、「働き方改革」を踏まえ、勤労者が安心して働くことができる労働環境整備の促進に努めます。

関連する分野別計画

高知県雇用対策協定に基づく事業計画

施策の目的達成に向けた**主要施策**

(1) 雇用機会の確保と地元就職の促進　★

- 企業誘致や既存企業への支援等各種産業振興施策の積極的な推進により雇用の場の拡充を目指します。そのような中で一定の公共性が担保できる業種については、地域おこし協力隊制度を活用し、外部人材の活用に努めます。
- ハローワーク等関係機関や町内事業所等との連携のもと、就職相談や情報提供、職業斡旋等を進め、若者の地元就職及び町外からの移住･就労を促進します。
- 道の駅「田野駅屋」の再整備において、本町の様々な課題を解決するための機能付加や施設･取組の魅力化を図ることにより、特に若年層にかかる雇用の場を創出し、移住･就労を促進します。

(2) 様々な働き手の雇用促進

- 男女雇用機会均等法の趣旨の普及、事業所への啓発に努め、様々な働き手の雇用を促進します。

(3) 勤労者福祉の充実

- 「働き方改革」で求められている労働条件の改善、働きやすい環境づくりについての事業主への啓発等を進め、福利厚生機能の充実に努めます。

2 人にやさしい健康・福祉のまち

●移住･定住施策につながる取組みとして、子育てしやすい環境整備は重要な施策となります。妊娠、出産、育児において、各種施策を推進し、安心して子どもを産み、育てられるまちを実現します。

●若年層だけでなく、シニア層にとっても健康でいきいきと暮らせる取組を推進します。それぞれが健康に関心を持ち、助け合って暮らしていけるまちづくりを推進します。

2-1 子育て支援

主要施策1 子ども子育て支援事業計画の推進
主要施策2 保育サービスの充実
主要施策3 包括的な支援
主要施策4 地域における子育て環境づくり
主要施策5 児童虐待の防止
主要施策6 子どもを持つ家庭への経済的支援
主要施策7 ひとり親家庭福祉の充実

2-2 地域福祉

主要施策1 高齢者が安心できる地域づくりの推進
主要施策2 健康づくり、介護予防事業の推進
主要施策3 高齢者の社会参加の促進
主要施策4 福祉関係団体等の活動の活性化
主要施策5 相談体制の充実

2-3 健康づくり･医療

主要施策1 総合的な健康づくりの推進
主要施策2 健康づくり意識の高揚と主体的活動の促進
主要施策3 健康診査の充実と保健指導の強化
主要施策 4 地域医療体制の充実

関連する重点施策

重点施策3
「結婚」「妊娠･出産」
「子育て」の希望をかなえる

重点施策4
高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられるまちをつくる

施　策
2-1

子育て支援　★

関連 SDGｓ

施策を取り巻く現状と課題

【各種計画の策定と事業の推進を実施】

●田野町次世代育成支援行動計画を策定し、継続する形で平成 27 年に第1期、令和2年に第2期そして令和7年に第3期田野町子ども子育て支援事業計画を策定しています。地域における子育ての支援、母親並びに乳児及び幼児等の健康確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備等、各種の子育て支援施策を推進してきました。

【子育て支援体制の強化が求められる状況】

●三世代世帯の減少や単独世帯の増加により、地域内での関係性が希薄化し、これまで地域が担ってきた見守り機能の低下が進んでいます。また、転入世帯など、近隣に親類等がいない子育て世帯も増えており、地域における子育て支援体制の醸成に取り組む必要があります。

●出産祝金や育児奨励金の支給、18 歳までの医療費の無料化など、子育て世帯への総合的な経済的支援を進めています。

●子育てにおいては、育児力の低下とともに子育てに不安を抱える親の増加がみられます。妊娠期から出産、さらに子育てに至るまでの一貫した子育て支援を推進していく必要があります。

施策の目的

安心して子どもを生み育てられる環境を整備

すべての子育て世帯が、子育てに伴う喜びを実感でき、次世代を担う子どもが健やかに成長できるよう、地域ぐるみで子育てを支援するとともに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

関連する分野別計画

第3期田野町子ども子育て支援事業計画

施策の目的達成に向けた**主要施策**

（1）　子ども子育て支援事業計画の推進

●第3期田野町子ども子育て支援事業計画に基づき、子育て世代のニーズを的確に把握し、総合的な子育て支援を推進します。

（2） 保育サービスの充実

●一時保育の実施等住民のニーズに即した保育サービスの充実を図ります。また、保育サービスに対応した人員体制の充実を図ります。

（3） 包括的な支援

●地域で安心して子育てができるよう「田野町子育て世代包括支援センター」に母子保健コーディネーターを配置して、妊娠期から成長段階に応じたきめ細やかな伴走型の支援を行い、子育ての孤立を防ぎます。

（4） 地域における子育て環境づくり

●地域住民が気軽に参加できる教育活動を充実させ、協力体制をより強化すること等、子どもの居場所づくりに努めます。

●子どもの交流や親同士の交流の場づくりなど、青少年育成町民会議等の運営組織の強化を図りながら、地域における子育て支援の充実に努めます。

（5） 児童虐待の防止

●要保護児童対策地域協議会を中心に関係者の密な連携を行い、児童虐待の早期発見と問題解決に努めます。

（6） 子どもを持つ家庭への経済的支援

●出産祝金や育児奨励金の支給、医療費無料化の拡充や認定こども園の給食費の無償化等、より多くの子育て世帯に総合的な経済的支援を図ります。

（7） ひとり親家庭福祉の充実

●ひとり親家庭の生活相談に応じ、各種福祉制度の活用を進めます。

施　策
2-2

地域福祉

関連 SDGｓ

施策を取り巻く現状と課題

【各種計画の策定と事業の推進を実施】

- 令和2年国勢調査結果より当町の人口は 2,498 人、高齢化率は 42.9%と人口減少と高齢化が一層進んでいます。
- 2025 年には団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となり、独居高齢化率も高くなると予測されます。
- なかよし交流館、老人福祉センター、地区集会所などで実施されるサロン活動等では、健康づくりや介護予防に重点を置く活動が展開されていますが、高齢化に伴い参加率が低下しています。今後も介護･支援を必要とする高齢者の増加が見込まれるため、長く地域で生活できる仕組みづくりが必要となります。
- 地域内でのコミュニティが希薄化することで、孤立した高齢者が増加傾向にあります。
- 社会福祉協議会、民生委員･児童委員、地区会などが連携し、災害時等の住民支え合い活動や見守り活動など、地域に密着した様々な住民参画型の活動を展開しています。今後、高齢化がさらに進展することが予想されますが、地域で健康で自立した暮らしを送るためには、地域住民と協力して、健康意識の向上と生きがいづくりを進めていくことが求められます。

施策の目的

地域住民と連携した地域福祉活動の推進

高齢者が地域の中で健康で生きがいを持って生活ができるよう、健康づくりや地域コミュニティ活動への参加を促進する機会の充実を図ります。また、住民のだれもが住み慣れた地域で自立して、生きがいに満ちた生活が送れるよう、社会福祉協議会との連携のもと、住民が主体的に関わっていけるよう地域福祉活動の団体育成や支援を進めます。

関連する分野別計画

田野町第３次地域福祉計画・地域福祉活動計画

施策の目的達成に向けた**主要施策**

（1） 高齢者が安心できる地域づくりの推進

●ひとり暮らし高齢者の見守り体制確立等、高齢者が安心して暮らせる住みよいまちづくりを進めます。
●認知症への住民の理解を深めるとともに、認知症高齢者とその家族への支援を図ります。
●住み慣れた地域で安心して暮らせるよう介護人材を確保するため、関係機関と連携した取組や、看護師奨学金の活用推進を進めます。
●平時・非常時を問わず地域で見守り、支え合う地域づくりや仕組みづくりを進めます。
●地域行事やイベントへの参加等を通じ、世代間の交流と地域コミュニティの醸成を図ります。
●だれもが地域で末永く幸せに暮らすための生きがいづくり活動を支援します。

（2） 健康づくり、介護予防事業の推進

●各種団体や関係機関等と連携した健康啓発事業を実施し、健康意識の高揚に努めます。
●地域の通いの場をとおした介護予防事業の充実を図ります。
●老人福祉センターや地区集会所にて住民主体で行われるサロン活動等の充実を図ります。

（3） 高齢者の社会参加の促進

●老人クラブ等と連携し、高齢者の趣味や経験を生かした生きがいづくりへの支援、高齢者の社会参加の促進に努めます。
●移動手段確保事業と連携した取組を行うことで、社会参加の機会の充実に努めます。

（4） 福祉関係団体等の活動の活性化

●社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動を推進します。
●住民の福祉意識の高揚に向けた広報・啓発活動を推進します。
●社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、福祉ボランティアの育成を図ります。

（5） 相談体制の充実

●関係機関と連携して、総合的な相談・情報提供体制の整備を図ります。
●認知障がい者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が十分でない方が地域で自立した生活が送れるよう権利擁護のための相談・支援体制を充実します。

施　策
2-3

健康づくり・医療

関連 SDGｓ

施策を取り巻く現状と課題

【各種計画の策定と事業の推進を実施】

- 重篤な病気に対する予防、早期発見、治療を促すため、生活習慣病に着目した特定健康診査･特定保健指導、後期高齢者健康診査、各種がん検診を中芸広域連合と連携して実施しています。
- 多様な生活環境とライフスタイルにより、健康管理意識は、より高いものが求められてきています。
- 「地域間での受診呼びかけ、電話勧奨」を実施するなど、特定健康診査等の受診率向上へ向けた取組を行っています。
- 大規模災害発生時の医療体制充実のため、町内における医療従事者の確保が必要です。
- 在宅医療推進に向けた多職種連携が求められます。

施策の目的

健康管理意識の醸成と医療体制の充実

健康づくりや生きがいづくりにつながる機会の充実を図るとともに、自助互助による健康管理意識を高める活動の支援を行います。また、地域包括ケアシステムの推進と大規模災害を想定した医療体制の充実に努めていきます。

関連する分野別計画

田野町第３期 保健事業実施計画 （データヘルス計画）	高知県災害時 医療救護計画	田野町 災害時医療救護計画

施策の目的達成に向けた**主要施策**

(1)　総合的な健康づくりの推進

- 中芸広域連合、健康づくり推進会、食生活改善推進協議会等関係団体と連携し、運動の習慣化や生活習慣病予防等、健康づくり施策を推進します。
- 妊娠･出産･子育ての支援や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的に、母子保健事業を強化します。

（2） 健康づくり意識の高揚と主体的活動の促進

●広報･啓発活動の推進や教室･講座･イベントの開催等により、健康に対する正しい知識の普及や健康づくり意識の高揚を図ります。

●「高知家健康パスポートの普及」等、身近な健康づくりの仕組みを促進します。

（3） 健康診査の充実と保健指導の強化

●自分の健康を知るための教室を開催し、受診の必要性を周知･啓発し、多くの住民が受診できるよう取り組みます。

●特定保健指導については、生活習慣病予防のための食生活改善や習慣的に運動をするなど指導内容を充実します。

（4） 地域医療体制の充実

●多様化する医療ニーズに対応するため、町内外の関係機関の多職種との連携を強化し、地域医療デジタル環境整備により、住民にとって安心して暮らし続けられるまちづくりを進めます。

●広域的連携のもと、休日診療や救急医療体制の確保を図ります。

●平時、非常時問わず、安心して暮らせる地域づくりのため、地域医療を支える人材の確保支援に努めます。

3 人を育てる教育・文化のまち

●田野町で暮らす子どもたちが、格差なく教育を受けられる取組を実施するとともに、地域に愛着を持ち、様々な選択肢を持てる教育の推進を図ります。

●また、町民が芸術・文化に触れる機会を創出するとともに、生涯学習の推進やスポーツ活動の推進により、余暇を楽しみながら過ごせるまちづくりを進めます。

3-1 教育

主要施策1 学校教育の充実
主要施策2 特別支援教育の充実
主要施策3 心の問題への対応
主要施策4 学校施設の整備充実
主要施策5 教育環境の充実
主要施策6 子どもの安全性の確保
主要施策7 田野町教育センターの充実

3-2 生涯学習

主要施策1 特色ある生涯学習プログラムの整備と提供
主要施策2 指導者の育成と団体等の活動支援
主要施策3 学習成果の活用

3-3 芸術・文化・文化財

主要施策1 文化施設の充実及び有効活用
主要施策2 芸術・文化団体、伝統文化担い手の育成
主要施策3 文化行事等の充実
主要施策4 文化財の保存・活用と環境整備の充実

3-4 スポーツ

主要施策1 スポーツクラブの育成
主要施策2 多様なスポーツ活動の普及促進
主要施策3 スポーツ団体、指導者の育成
主要施策4 スポーツ施設の整備・連携

関連する重点施策

重点施策3
「結婚」「妊娠・出産」
「子育て」の希望をかなえる

重点施策4
高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられるまちをつくる

重点施策2
田野町への新しい人の流れをつくる

重点施策4
高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられるまちをつくる

施　策
3 - 1

教育

関連 SDG s

施策を取り巻く現状と課題

【子どもたちに「生きる力」を身につけさせる総合的な取組の推進】

- 少子化が進む中、次世代を担う子どもたちが、「生きる力」を身につけ、心身ともに健やかに成長していくことができるよう、快適で安全・安心な環境づくりに努めるとともに、主体的かつ特色ある教育活動の推進や学校給食体制の充実など教育環境づくりを推進します。
- 認定こども園から中学校までの一貫教育体制が整い、学びの連続性が強化され、安心感が増しています。また、教科全般にわたって段階的かつ継続性のある学習が提供され、基礎学力の向上につながっています。今後は、教育方針や目標の統一、教職員間の連携強化が必要となります。
- 地域住民や警察と連携し、通学路の安全対策が強化され子どもたちが安心して通学できる環境が整備されていますが、定期的に通学路危険箇所の点検や改善を行うとともに、ボランティアの高齢化に対応し、見守り活動の人材確保に努めます。
- 地域食材を活用することで地産地消の意識が高まり、健康的な食習慣が推進されていますが、給食事業では、食材費高騰による材料費の増額が課題となり、持続的な供給体制の構築が必要となります。

施策の目的

一貫した教育体系の整備充実

子どもたちが生きる力を身につけ、個性や創造性を伸ばし、次の世代を担う人材として成長できるよう、幼児教育の充実とともに、認定こども園から中学校までの一貫した教育体系の整備充実を図ります。

関連する分野別計画

- 田野町 教育振興 基本計画
- 田野町 教育行政 中期計画
- 田野町 学校施設等 長寿命化計画
- 田野町 読書活動 推進計画

施策の目的達成に向けた**主要施策**

(1) 学校教育の充実

●認定こども園と連携した幼児教育の充実を図るため、情報の提供や相談体制の充実に努め、家庭・地域の教育力の強化を図ります。

●英語に限らず他教科でも連携したカリキュラムを整備し、段階的な学びを充実させながら、個に応じた指導方法の工夫改善に努め、教育内容の充実を図ります。

●健康教育・健康検査のほか、児童生徒に対する相談体制を充実し、学校と家庭・地域社会との相互理解を深めながら、心身ともに健全な児童生徒の育成に努めます。

●教育方針や指導内容の統一に向け、定期的な教職員合同研修を実施し、連携体制を強化します。

(2) 特別支援教育の充実

●関係機関との連携のもと、特別支援教育支援員を含む教職員確保を図るとともに、適切な就学相談・指導に努めます。

●特別支援が必要な児童生徒に対して、簡潔かつ確実な引継ぎ体制を整備します。

(3) 心の問題への対応

●いじめや不登校等の心の問題に対し、スクールカウンセラー(SC)・スクールソーシャルワーカー(SSW)を配置するなど、研修・相談・指導の充実に努めるとともに、家庭や地域と一体となった指導体制づくりを進めます。

(4) 学校施設の整備充実

●ICT 環境設備の整備を図ります。

●熱中症予防のための設備設置を検討します。

(5) 教育環境の充実

●給食の改善・充実を図り、学校、家庭等が連携して、地産地消や食育の視点に立った取組を進めます。

●ALTやCIRの配置等により、英語教育の取組を進めます。

（6） 子どもの安全性の確保

●保護者や学校、地域の連携による見守り活動の推進を図ります。
●通学路の危険個所の定期点検を行い、必要に応じた改善を図ります。
●集団下校の取組を推進します。

（7） 田野町教育センターの充実

●本町の教育振興に関する課題及び方法、教育に関する専門的・技術的事項の研究に努めます。
●教育関係機関との連絡調整を行い、教職員の研修の援助に努めます。
●幼児教育・学校教育・社会教育及び人権教育等の各種事業の推進を図ります。

施　策
3-2

生涯学習

関連 SDG s

施策を取り巻く現状と課題

【生涯を通じて学習を行うことができる社会の実現】

●多様な学習機会の提供により、地域住民が健康促進や趣味活動に参加しやすい環境が整備され、生涯学習講座等の参加率向上が図られています。今後は、活動への参加者をさらに増やし、持続的な学習支援体制の強化が必要となっています。

【学習ニーズに応じた総合的な学習環境づくり】

●地域住民が学びやスポーツに参加する機会が増え、健康維持やコミュニティ形成が推進されていますが、若年層の参加が少ないため、全世代にわたる生涯学習の充実を図ります。

●ふれあいセンターをはじめとする生涯学習関連施設や図書館の充実に努めるとともに、住民の学習ニーズを常に把握しながら、多様なニーズに応じたプログラムの拡充や関係団体の育成等を行い、総合的な学習環境づくり推進します。

施策の目的

住民の自発的な学習活動への支援によるひとづくり・まちづくり

住民一人ひとりが心豊かに生きがいのある充実した生活を営み、活力に満ちた地域社会を形成するため、だれもが学べる学習環境を整備するとともに、住民の自発的な学習活動への支援をとおして、人づくりや活力あるまちづくりを目指します。

施策の目的達成に向けた**主要施策**

(1)　特色ある生涯学習プログラムの整備と提供

●常に各世代の学習ニーズの的確な把握に努め、生涯学習講座を中心とした多彩で特色ある生涯学習プログラムの体系的な整備と提供を図ります。また、若年層をターゲットにした講座やイベントの新設を行い、世代を超えた参加を促進します。

●イベントの広報を強化し、地域外への発信も進めます。

(2) 指導者の育成と団体等の活動支援

●様々な分野における指導者やボランティアの育成･確保に努めます。
●各種社会教育団体や学習団体･グループの育成･支援に努め、自主的な生涯学習活動を促進します。
●地元住民と協力し、行事内容の改善や充実を図り、学習活動の継続支援に努めます。

(3) 学習成果の活用

●学習者の学習活動を支援し、学習の成果をまちづくり･人づくりに生かす生涯学習社会の実現のために、学習の成果を活用する場の確保を図ります。

施　策
3 - 3

芸術・文化・文化財

関連 SDG s

施策を取り巻く現状と課題

【地域に根づいた芸術･文化活動】

●文化財の保存管理やイベントを通じ、地域の歴史文化の魅力を伝え、住民が主体的に関わる体制を整えています。

●ボランティアガイドにより岡御殿や旧魚梁瀬森林鉄道施設といった歴史的建造物を生かした、地域の歴史や文化の魅力が広く発信され、観光客の誘致や地域活性化に貢献していますが、担い手の高齢化が進んでいるため、若年層や新規人材の育成を図ります。

【本町の歴史や伝統文化などにふれあえる機会を増やす】

●「土佐の町家雛まつり」や「田野全国水墨画展」は、地域内外から多くの参加者や観光客が訪れています。地域住民の文化財への関心の高まり、文化の継承が促進されていますが、文化財の管理･保全に向けた継続的な支援体制の整備を図る必要があります。

施策の目的

芸術・文化活動や文化財の保存・活用の促進

地域に根ざした文化の継承と個性あふれる文化の創造に向け、住民主体の芸術･文化活動を一層促進していくとともに、貴重な文化財の保存･活用を図ります。

施策の目的達成に向けた**主要施策**

(1) 文化施設の充実及び有効活用

●拠点施設であるふれあいセンターについて、利用ニーズに即した整備･充実を計画的に進めます。

●ボランティアによる企画･運営をはじめ、業務のシステム化等も検討し、ふれあいセンター運営の充実を図ります。

●図書資料の充実やレファレンスサービスの充実等、図書館機能の充実を図ります。

(2) 芸術・文化団体、伝統文化担い手の育成

●文化協会をはじめ各種芸術、文化団体の育成･支援に努めます。

●文化継承活動に若年層を巻き込み、伝統文化の担い手の育成に努めます。

(3) 文化行事等の充実

●芸能祭、文化展の開催など魅力ある文化行事の企画･開催を住民と協働のもとに進めます。
●既存施設を活用した多様な芸術･文化を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。

(4) 文化財の保存・活用と環境整備の充実

●岡御殿や旧岡家住宅（西の岡邸）、旧魚梁瀬森林鉄道等、貴重な文化財の適正な保護に努めます。
●改修された清岡道之助旧邸の有効活用を行います。
●その他の史跡及び有形文化財も含め、文化財の保存活動を支援し保全に努めるとともに、地域文化の理解促進に向けた住民への意識の高揚を図りイベントの充実に努めます。
●無形民俗文化財についても、保存団体の育成･支援、後継者の確保を図り、その保存･伝承に努めます。
●デジタルアーカイブを活用し、地域文化財の記録･保存の強化に努めるとともに、文化財を通じた情報発信と交流活動での活用を図ります。
●田野案内人「賛」を中心に、町内の体験施設等とも連携し、交流人口の拡大を図ります。

施　策
3 - 4

スポーツ

関連 SDG s

施策を取り巻く現状と課題

【スポーツに親しむことができる環境づくり等、スポーツ活動の充実】

●生涯にわたって、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境づくりが求められています。本町では、各スポーツ施設の維持補修を進め、スポーツ環境の充実に努めてきたほか、体育会を中心とした各種スポーツ団体の活動支援等を通じ、スポーツ人口の拡大に努めてきました。

●今後は、各スポーツ施設の整備を計画的に進めていくとともに、スポーツクラブの育成をはじめ、各種スポーツ団体の育成、指導者の確保など、スポーツ活動の充実を進めていく必要があります。

施策の目的

社会体育施設の充実及び有効活用

それぞれの年齢、趣味、体力に応じた生涯スポーツ活動を行うことができる環境づくりに向け、体育会や各種スポーツ団体・クラブへの支援、指導者の育成・確保、体力・年齢等に応じたスポーツの普及とともに、体育センターをはじめ、社会体育施設の有効活用を図ります。

施策の目的達成に向けた**主要施策**

(1)　スポーツクラブの育成

●住民の主体的な運営によって社会体育施設等を有効的に活用し、生涯を通じてスポーツに親しめる環境づくりに向け、だれもが参加できるスポーツ活動の場として、スポーツクラブの育成を図ります。

(2)　多様なスポーツ活動の普及促進

●スポーツの必要性や重要性に関する広報・啓発活動を推進します。

●各種スポーツ大会やスポーツ教室、各種行事等の内容及び運営体制の充実を図り、参加促進に努めます。

●様々なスポーツ情報の収集・提供を図り、住民のスポーツへの関心や健康管理意識を高めます。

(3) スポーツ団体、指導者の育成

●体育会をはじめ各種スポーツ団体･クラブの育成･支援に努めます。

●指導者やボランティアの育成･確保を進め、住民の自主的なスポーツ活動の一層の活発化を促します。

(4) スポーツ施設の整備・連携

●既存の各種スポーツ施設について、利用ニーズに即した施設･設備の整備を図ります。

●観光と連携し、ウォーキング等のモデルコースを広報･啓発し、スポーツの振興を図ります。

●大規模なスポーツ大会に備え、中芸広域体育館（結いの丘ドーム）との連携を図り、充実した事業を計画的に実施します。

4 ずっと住みたい快適なまち

●住環境整備を推進し、アクセス性や利便性の向上を図っていきます。
●特に、道路の整備は本町にとって重要な事業となります。阿南安芸自動車道整備を推進するとともに、道の駅「田野駅屋」の再整備もあわせ、本町の課題解決に取り組みます。
●移住・定住者の確保に向けて、受け皿となる住宅の確保や良好な住環境整備を推進するとともに、交通安全や防犯に対する取組みを推進し、安全で快適に暮らせるまちづくりを進めます。

	関連する重点施策
4-1 道路・交通網	
主要施策1 道路交通網の整備促進	重点施策4 高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられるまちをつくる
主要施策2 町道の整備・維持管理	
主要施策3 公共交通機関の充実と生活支援	
4-2 住宅・宅地	
主要施策1 既存住宅の有効活用と長寿命化	重点施策2 田野町への新しい人の流れをつくる
主要施策2 空き家対策の実施	
主要施策3 住環境の向上	
主要施策4 新たな分譲地の整備	
4-3 公園	
主要施策1 公園の整備	重点施策4 高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられるまちをつくる
主要施策2 維持管理体制の充実	
4-4 水道	
主要施策1 計画的な水道施設の整備	
主要施策2 水道事業の健全運営	
4-5 環境	
主要施策1 自然環境の保全とごみ問題対策	
主要施策2 温室効果ガスの抑制などの地球環境の保全	
主要施策3 合併処理浄化槽の設置促進	
主要施策4 動物愛護思想の普及とペットの適正飼養の啓発	
4-6 交通安全・防犯	
主要施策1 交通事故防止対策	
主要施策2 防犯意識の高揚と防犯活動の充実	
主要施策3 消費者対策	

施　策	道路・交通網　★	関連 SDG s
4 - 1		

施策を取り巻く現状と課題

【道路施設の修繕費用が増加】

●人口減少や少子高齢化など、社会情勢等が大きく変化し、効率的で利便性の高い道路整備が求められています。

●現在の道路施設の多くが高度経済成長期に整備されたものであり、長期経過による老朽化、車両の大型化等により、補修サイクルが短期化し修繕費用も増加しています。

【公共交通の維持･確保、利便性の向上】

●本町の公共交通は、土佐くろしお鉄道ごめん･なはり線、民間による路線バスが運行されており、広域的移動手段としての重要な役割において、広域的な連携のもと、その維持･確保や利便性の向上に努める必要があります。

●町の中心部から離れた地域を中心に移動手段を持たない人の通院や買い物などの生活に必要な移動手段確保のため、平成 29 年 10 月にコミュニティーバスを本格導入しました。今後も高齢化や独居高齢者の割合が増えることが予想されており、利用者の細かいニーズ把握と今後の展望を検討していく必要があります。

施策の目的

道路利用者の安全性や利便性、快適性を確保

道路は、町民の生活や産業活動、人と人、地域のつながりを支える根幹施設であり、国･県･町等の各道路管理者が連携して継続的な維持管理や計画的な整備を行うことが重要で、道路利用者の安全性や利便性、快適性を確保していきます。

関連する分野別計画

- 田野町橋梁個別施設計画
- 道の駅「田野駅屋」再整備にかかる基本計画
- 田野町地域公共交通計画

施策の目的達成に向けた**主要施策**

（1） 道路交通網の整備促進

●災害時の避難道路や物資輸送路として、重要な役割を果たす「四国8の字ネットワーク」の早期整備に向けた取組を進めます。

（2） 町道の整備・維持管理

●道路施設や橋梁の適切な維持に努めます。

●阿南安芸自動車道の事業進捗にあわせ、周辺整備事業に取り組みます。

（3） 公共交通機関の充実と生活支援

●沿線自治体、活性化協議会と連携して、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線の利便性向上に努めます。

●町内のコミュニティーバスの運行を行い、外出機会を創設する取組により、健康・福祉への効果を図ります。

●道の駅「田野駅屋」の再整備にあわせて、ごめん・なはり線、東部交通路線バス、コミュニティーバス等、公共交通利用者の利便性を高めるために交通結節点化を目指します。

施　策
4 - 2

住宅・宅地

関連 SDG s

施策を取り巻く現状と課題

【移住希望者のニーズに対応】

●本町では、町営住宅等の住宅が 106 戸あり、住宅整備を行うとともに、空き家バンク制度を導入し、移住･定住を進めてきましたが、慢性的な住宅不足により移住希望者のニーズに応えられていない状況です。

【空き家の利活用】

●管理の行き届かない空き家が増加傾向にあり、隣接住民からの相談件数も増えてきています。

●町内に点在する空き家の利活用のため、住宅リフォーム補助金等を活用した空き家バンクの拡充を図り、入居住宅戸数を確保していく必要があります。

●今後も、住宅リフォーム補助金や新築住宅建設促進事業等といった補助事業を実施し、住環境の向上を図ります。

施策の目的

快適良質な住宅・宅地の供給

安心な暮らしを支える住環境の向上を目指し、快適良質な住宅･宅地の供給を図ることで、移住･定住人口の増加につなげます。

関連する分野別計画

高知県における安全･安心な住まいづくり･まちづくりと活力ある地域づくり

田野町空家等対策計画

施策の目的達成に向けた**主要施策**

(1) 既存住宅の有効活用と長寿命化

●行政が新規に建設する方法に加え、未活用となっている空き家住宅の借り上げ、買い上げ、民間資金の活用等により住宅環境の整備を進め、転入者増加に努めます。

●老朽化町営住宅等の計画的な改修や払い下げを検討し、ランニングコストの削減や住宅の長期利用と適正な管理に努めます。

(2) 空き家対策の実施

●町民が安全に、かつ、安心して暮らすことができる生活環境を確保するため、空き家調査等を行い、老朽住宅は除去に向け、その他の住宅は空き家バンク等での有効活用に向け、必要な施策を講じます。

(3) 住環境の向上

●住宅の増改築やリフォーム工事、新築住宅建設等に係る費用の一部を支援し、町民が快適な生活を営むことができるよう努めます。

●複数の補助事業等施策を組み合わせ、移住施策等をパッケージで周知するなど工夫し、町外からの移住や住民の新築住宅建設等を促進し、定住につなげます。

(4) 新たな分譲地の整備　★

●上ノ岡地区に分譲地を整備･売買し、移住定住促進、住環境の向上を図ります。

●新たな分譲地の検討を行います。

施　策
4 - 3

公園

関連 SDG s

施策を取り巻く現状と課題

【交流･健康づくりやイベントの開催等、集い･楽しめる機会の創出】

- 公園や緑地は、地域住民の憩いと安らぎの場、健康づくりや子どもたちの遊び場として重要な施設です。
- 二十三士公園や町内3か所にある児童遊園など、子どもたちが安全に遊べるために、既存遊具の点検、更新による事故防止対策、草刈り等の維持管理を行い、公園利用者の安全確保に取り組む必要があります。
- 高齢化に伴い、交流や健康づくりの場としての機能が求められます。
- 今後も、二十三士公園では、民間事業者等がイベントを開催できる仕組みづくりを行い、町民が集い楽しめる機会の創出に取り組みます。

施策の目的

安心・安全な公園整備と地域の維持管理

町民の憩いの場、子どもたちの遊び場、災害時の避難場所として安心･安全な公園整備を図るとともに、地域による維持管理を促進します。

関連する分野別計画

道の駅「田野駅屋」再整備にかかる基本計画

施策の目的達成に向けた**主要施策**

(1)　公園の整備　★

- 道の駅「田野駅屋」の再整備にあわせて、健康づくり、コミュニティの場づくり、防災等の他分野にわたる視点を持ち、子どもから高齢者まで誰もが快適に利用でき、交流の場として地域に親しまれる公園･緑地の整備に取り組みます。

(2)　維持管理体制の充実

- 町民参加や民間活力の導入により、公園や児童遊園の維持管理体制の充実を図り、だれもが安心して安全に利用しやすい公園の維持管理に努めます。
- 遊具の更新、点検等設備の安全確保に努め、利用促進を図ります。

施　策
4 - 4

水道

関連 SDG s

施策を取り巻く現状と課題

【施設の更新･耐震化】

●本町の水道事業は、簡易水道事業によって行われており、普及率は 99%となっています。

●令和6年度より地方公営企業法を一部適用し、事業の経営状態をより正確に把握できるようになったことから、財政的に持続可能で効率的な事業運営を推進していきます。

●取水施設から配水池までの給水施設の耐震化及び老朽化の進む配水管の更新等、平常時だけでなく、災害時にも安定した給水を継続できるよう、経営状況を考慮しながら計画的に実施する必要があります。

【財源の確保】

●重要施設及び管路更新に伴う費用に対し、人口減少による料金収入の減少が続く見通しであり、水道事業運営を健全な状態で運営していくためには、経営状況を正確に考慮したうえでの適正な水道料金の検討を実施する必要があります。

施策の目的

水道施設の整備充実を計画的に推進

水道は、町民生活や経済活動を支える重要なライフラインであり、快適な住民生活･経済活動に欠かせないものとなっています。安心で安全な飲料水の安定供給に向けて、施設の更新、耐震化、水質の保全等、水道施設の整備充実を計画的に推進します。

人口減少等により料金収入が減少していく中で、計画的に耐震化や管路更新を実施していく必要があるため、交付金及び起債等の活用や経費の削減等に努め、効率的で健全な事業運営を推進していきます。

関連する分野別計画

田野町簡易水道事業継続計画（BCP）

田野町上下水道耐震化計画

田野町簡易水道事業経営戦略

施策の目的達成に向けた**主要施策**

（1） 計画的な水道施設の整備

●水道事業の給水施設となる取水施設から配水池までの更新、耐震化を計画的に実施し、平常時だけでなく、災害時においても安定した給水を継続できるよう施設の維持管理を実施します。

●敷設後 20 年以上経過した老朽が進む管路につきましては、計画的な維持管理に努めます。

（2） 水道事業の健全運営

●地方公営企業法の一部適用により、財政状態をより正確に把握できるようになったことから、合理的な投資や適切な料金体系を検討していきます。

●将来に渡って安定的に事業を継続していくためにも、財源の確保や料金収入による運営体制の強化を図り、水道事業の更なる健全化に努めます。

施　策
4 - 5

環境

関連 SDG s

施策を取り巻く現状と課題

【環境意識とリサイクル化の向上】

- 町内で散見されるごみのポイ捨てや山間部での不法投棄の防止など、環境衛生の改善をより一層図るとともに、住民の環境意識の向上に取り組んでいく必要があります。
- ごみ排出量の抑制やリサイクル化など持続可能な循環型社会の実現に取り組んでいます。
- 地球温暖化による異常気象などにより、自然環境へ深刻な影響が懸念されていることから、温室効果ガスの発生を抑制する取り組みを推進する必要があります。
- 犬猫の致死処分数や地域社会における動物トラブルの減少など、動物愛護の視点に立った取組も求められます。

施策の目的

住民、事業所、行政が一体となった保全活動の普及啓発

自然環境を次世代へ残していくために、住民、事業所、行政が一体となった保全活動の普及啓発を進めていきます。

関連する分野別計画

田野町地球温暖化対策実行計画【事務事業編】

施策の目的達成に向けた**主要施策**

(1) 自然環境の保全とごみ問題対策

- 山、川、海に囲まれた自然豊かなふるさとを守るとともに、地域が一体となった美化活動を推進します。
- ごみの発生抑制、減量化、リサイクル化の取組に係る広報啓発活動を推進するとともに、環境教育の実施等を通し、保全意識の醸成を図ります。

(2) 温室効果ガスの抑制などの地球環境の保全

- 公共施設における温室効果ガスの削減に取り組みます。

(3) 合併処理浄化槽の設置促進

●合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、適正管理の指導と水質の保全に努めます。

(4) 動物愛護思想の普及とペットの適正飼養の啓発

●地域における動物のトラブルを減少させるため、飼い主への適正な管理の啓発を図ります。

施　策
4 - 6

交通安全・防犯

関連 SDG s

施策を取り巻く現状と課題

【交通に関する安全対策】

●本町では、交通安全町民会議を中心に、警察や交通安全協会などの関係機関と連携しながら、啓発活動や交通安全教室などを開催し、交通事故の防止に取り組んでいます。

●交通安全町民会議内に通学路安全対策部会を設置し、通学路の安全確保等を図っています。

【犯罪の多様化に対する啓発】

●社会を取り巻く環境の変化に伴い、近年多発しているインターネットに起因する犯罪や特殊詐欺など、住民が直面しうる犯罪の多様化への対策として、関係機関と連携し被害の防止や啓発活動の推進に努め、安心して豊かな生活を営むことができる環境を目指します。

●地域における犯罪防止機能の向上を図り、防犯灯を設置し維持管理に努めています。

施策の目的

交通事故や犯罪等に対する安心・安全な地域社会づくり

交通事故ゼロを目指し、関係機関と連携した交通安全教育･啓発活動を推進し、住民の交通安全意識の高揚に努めます。

また、警察等と連携し防犯体制を強化するとともに、消費者対策を含め、住民の防犯意識の高揚に努め、住み慣れた地域で住民が安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

施策の目的達成に向けた**主要施策**

(1)　交通事故防止対策

●子どもや高齢者等の交通弱者に対して、交通安全教室や研修会等を実施します。

●交通安全町民会議等により、各種行事や街頭指導を行い、交通安全意識の高揚を図ります。

●児童生徒が安全に通学できるように、通学路の点検を行い、危険個所の改善に取り組みます。

●カーブミラーの清掃など、交通安全設備の維持管理を行います。

(2) 防犯意識の高揚と防犯活動の充実

●警察や関係機関･団体との連携を密にし、防災行政無線も活用しながら情報提供を行い、広報･啓発活動による住民の意識高揚を図ります。

●防犯灯の設置要望に対して整備を進め、犯罪を誘発する恐れのある環境を改善します。

(3) 消費者対策

●警察や消費生活センター等関係機関との連携を図り、積極的に情報提供を行うとともに、相談体制の充実に努めます。

5 みんなが輝き支え合うまち

●自助・公助・共助の取組みの中で、行政と住民が助け合い、安全・安心に過ごせる取組を推進します。
●また、コミュニティの推進を図ることで、子どもから高齢者、長くまちで暮らしている方や新しく生活を始めた方等様々な立場の方が関わり合えるまちづくりを目指します。

5-1 消防・防災

主要施策1 消防団の充実
主要施策2 消防水利の整備
主要施策3 防災体制の強化
主要施策4 地域防災力の強化
主要施策5 南海トラフ地震対策の推進

5-2 協働のまちづくり

主要施策1 住民参画の仕組みづくり
主要施策2 広報・広聴活動の充実
主要施策3 多様な人材等の育成

5-3 コミュニティ活動

主要施策1 コミュニティの活性化支援
主要施策2 コミュニティ意識の高揚
主要施策3 コミュニティ施設の充実

5-4 人権尊重

主要施策1 人権啓発と人権教育の推進
主要施策2 新たな人権問題への対応

5-5 行政経営

主要施策1 行財政改革の推進
主要施策2 健全な財政基盤の確保

関連する重点施策

- 重点施策4 高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられるまちをつくる
- 重点施策2 田野町への新しい人の流れをつくる
- 重点施策3 「結婚」「妊娠・出産」「子育て」の希望をかなえる
- 重点施策4 高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられるまちをつくる

施　策
5 - 1

消防・防災

関連 SDG s

施策を取り巻く現状と課題

【自助･公助･共助による取組】

●本町では、中芸の中心地という立地から中芸広域連合消防本部が配備され、また、町民からなる消防団が組織されており、互いに連携しながら消火活動や防火活動等を行っています。

●消防団員数は年々減少傾向にあり、災害時に対応できる体制を維持するためにも、消防団員の確保を図り、消防団活動の活性化を進めていく必要があります。

●今後、高い確率で発生すると予想されている南海トラフ地震や風水害への、自助･共助･公助の取組の必要性を啓発し、日頃から防災意識の高揚を図っています。

●高齢化に伴い要支援者が増加する一方、地域内のつながりが希薄化し、自助･共助による取組みが維持できなくなっています。このため、地域の防災力の向上に不可欠となる自主防災組織活動の推進が求められています。

●隣近所や地区、地域内での関係性を密にし、だれもが「我が事」としてとらえることにより安心して暮らせる生活環境を、まち全体として作っていく必要があります。

施策の目的

災害に備え、安心して暮らせるまちづくりの実現

今後 30 年間の間に 80%程度の確率で発生するとされている南海トラフ地震対策の取組を柱とし、地震･風水害など、あらゆる災害に対応できるまちづくりの実現を目指します。

関連する分野別計画

田野町地域防災計画

施策の目的達成に向けた**主要施策**

(1)　消防団の充実

●地域の安全を守るため、消防団活動の役割や重要性について、積極的な広報活動に取り組み、団員の確保を図ります。

●定期的訓練の実施による団員の資質向上を図るとともに、装備やポンプ車の更新等、計画的な整備を図ります。

（2） 消防水利の整備

●計画的な点検を行い修繕・更新を図ることで、消火栓や防火水槽等の劣化を防ぎ、消火活動を円滑にします。

（3） 防災体制の強化

●地域防災計画や関連する各種計画の精査を行い、計画性を持ちつつ、迅速な災害対策（避難経路確保、避難場所の整備等）を進めます。

●災害時の拠点となる田野町防災センター等の機能強化を図るため、必要な機器等の整備を進めます。

（4） 地域防災力の強化

●自分たちの地域を自分たちで守れるよう自主防災組織の育成強化を図ります。

●今後起きる災害に備えて、防災士資格取得者の確保、防災リーダーの養成を推進します。

●避難行動要支援者リストの定期的な更新や個別避難計画の作成等、避難支援の充実を図ります。

●民間事業者と「物資等調達に関する協定」を締結し、災害用備蓄物資・資機材の確保を図ります。

●盛り込むべき情報を精査して防災マップの更新に努め、避難に関する情報の周知を図ります。

（5） 南海トラフ地震対策の推進

●土砂災害や水害を未然に防ぐため、関係機関と連携し、河川やため池、急傾斜地崩壊危険箇所等の整備を図ります。

●津波対策として、奈半利川接続部の防潮堤防整備について関係機関に働きかけを行います。

●安全で迅速に避難できるよう、津波避難路の整備を進めます。

●個人住宅を含め、建物の耐震化を促進します。

●災害時に倒壊して、住民の避難行動を妨げる可能性のある老朽建築物や危険なブロック塀等の除却を推進します。

施　策
5 - 2

協働のまちづくり

関連 SDG s

施策を取り巻く現状と課題

【多様な住民参画･協働の仕組みづくり】

- 地方分権の取組が進められ、独自の責任により自立した町を創造し、持続的に運営していくためには、多様な住民参画･協働の仕組みをつくり、協働のまちづくりの確立に向けた多様な取組を一層積極的に進めていくことが求められています。
- 少子高齢化やライフスタイルの変化などにより人とのつながりが希薄化する中で、一人一人がまちづくりの主役となり、住民と行政が協力し合い、ともにまちづくりを行っていく体制を推進する必要があります。
- 各種審議会や委員会への積極的な住民参画を図るとともに、福祉や防災など多様な分野で各種住民団体との協働のまちづくりを進めています。
- 広報誌やホームページ、防災行政無線、町内掲示板等の広報媒体を活用するとともに、工夫を凝らした多様な広聴活動を進めています。

施策の目的

行政と住民が協力し合う参画・協働の仕組みづくり

住民と行政の役割と責任を明確にし、協働のまちづくりに取り組むとともに、広報･広聴活動の一層の充実、情報公開の推進など参画･協働に向けた住民と行政の情報共有化を図ります。

施策の目的達成に向けた**主要施策**

(1)　住民参画の仕組みづくり

- 住民がそれぞれの立場で、知識や経験を生かし、いきいきと社会に参加できるような仕組みづくりや体制づくりを進めます。

(2)　広報・広聴活動の充実

- 本町の施策が住民に確実に伝わることが、協働のまちづくりを進めるための第一歩であるため、既存の広報媒体を十分に活用し、住民の生活に密着した親しみやすい情報の発信に努めます。
- 地区長会、住民懇談会をはじめ多様な広聴活動の充実を図ります。
- 情報端末の活用等、新たな広報･広聴媒体の導入について検討し、更なる充実を図ります。

(3) 多様な人材等の育成

●年齢や性別、障がいの有無を問わず、だれもがボランティア活動やNPO活動等に参加する機会を提供できるよう、広報・普及活動の充実を図ります。

●地域のリーダー、ボランティア組織、NPO等と相互の情報交換等を行いながら、多様な人材や組織の育成に努めます。

●ボランティア活動等、まちづくりに貢献された方への表彰制度の充実に努めます。

●中長期的視点を持ち、外国人を含む多様な人たちが暮らしやすい地域づくりに取り組みます。

施　策
5 - 3

コミュニティ活動

関連 SDG s

施策を取り巻く現状と課題

【コミュニティ活動の低下】

●コミュニティ活動は地域づくりで大きな役割を果たすことが期待されていますが、各地において、少子高齢化や核家族化、地域における集落住民の減少、生活様式の変化などにより、地域のコミュニティ機能の低下がみられます。

●本町では、少子化や単独世帯の増加、若年層の流出、生活様式の変化などにより、地域のコミュニティ機能の低下がみられ、コミュニティ活動の活性化が大きな課題となっています。

●今後も、本町に残る地域的な結びつきを大切にしながら、コミュニティ活動の活性化のための有効な支援施策を推進し、自治機能の向上、再構築を進め、地域の課題を自ら解決することができる地域づくりを進めていく必要があります。

施策の目的

地域コミュニティ活動支援や地域人材の発掘・育成

人と人とのつながりや地域からのまちづくりが重視される中、地域の連携や郷土意識の継承による魅力ある地域社会の形成に向け、地域コミュニティ活動への支援をはじめ、地域リーダーなど人材の発掘･育成を図ります。また、コミュニティ活動とその拠点となる施設の充実や地域での自主管理･運営を促進します。

関連する分野別計画

道の駅「田野駅屋」再整備にかかる基本計画

田野町地域防災計画

施策の目的達成に向けた**主要施策**

（1） コミュニティの活性化支援

●ともに助け合い安心して暮らせる地域づくりに向け、自主防災組織の育成や防犯活動、交通安全活動、高齢者の見守りや子育て支援活動、また、集落活動センターなど様々なコミュニティ活動の支援を図ります。

（2） コミュニティ意識の高揚

●コミュニティの重要性、実際のコミュニティ活動の状況等についての広報･啓発活動を行い、地域活動をはじめ、各種行事や生涯学習活動、ボランティア活動への参加を促進します。

●地域コミュニティ活動に必要な情報提供や地域リーダーの育成を推進します。

●外国人をはじめ、高齢者、障がい者等だれもが暮らしやすい地域になるようなコミュニティ意識の醸成を推進します。

（3） コミュニティ施設の充実　★

●地域住民のふれあいの場、活動の場として、集会所施設の充実を図るとともに、地域によるコミュニティ施設の自主管理･運営を促進します。

●道の駅「田野駅屋」の再整備にあわせて、あらゆる世代が活躍できる地域コミュニティスペースの整備を促進します。

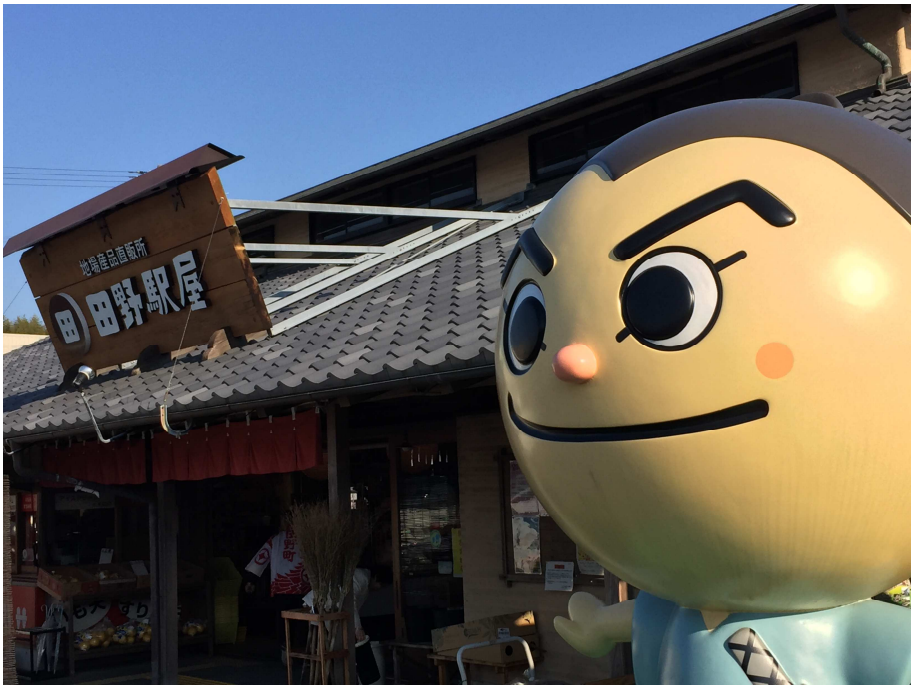

施　策
5 - 4

人権尊重

関連 SDG s

施策を取り巻く現状と課題

【積極的な啓発活動を進めていく】

●人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会において幸福な生活を営むための基礎的な権利です。

●本町では、あらゆる差別解消に向けた人権感覚を高めるため、人権擁護委員・人権教育研究協議会を中心に、学校における人権教育や人権の花植え等の啓発活動を実施しています。

●今後も、身の回りにある人権問題の現実を学び、あらゆる差別解消に向けた人権感覚を高めるため、引き続き積極的な啓発活動を進めていく必要があります。

施策の目的

人権教育や啓発活動を様々な機会を通じて推進

差別のない明るい地域社会の形成に向け、人権を尊重する意識を育成するため、地域・学校・事業所をはじめ関係機関などと連携しながら様々な機会を通じて人権教育や啓発活動を推進します。

施策の目的達成に向けた**主要施策**

(1)　人権啓発と人権教育の推進

●あらゆる差別や偏見の撤廃を目指して、国・県をはじめ町内外の各組織・団体と連携を図り、家庭、学校、地域社会、職場等あらゆる場や機会を通じて人権啓発とすべての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会の実現を目指す教育を、発達段階に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深める取組を系統的・継続的・総合的に推進します。

(2)　新たな人権問題への対応

●社会状況の変化により新たな人権問題が危惧されることから、正しい知識を得るための学習会・講演会を開催します。次の時代を担う子どもたちが自分や友達を大事にする感情を育み、人権尊重の意義を理解し、行動をおこせる人権教育に取り組みます。

施　策
5 - 5

行政経営

関連 SDG s

施策を取り巻く現状と課題

【経営能力･財政運営等に向けた職員の資質向上】

●地方分権の取組が深まる中、これからの自治体には住民と協働しながら自らの進むべき方向を決定し、具体的な施策を実行していく経営能力が求められています。

●少子高齢化、社会･経済情勢の急速な変化に伴い、多様化する行政ニーズに対応するため、職員の資質向上や適切な人員配置、行政手続きの簡素化や ICT の利活用も含む行財政改革の計画的な推進が求められています。

●人口減少が進む本町では、これまでの行政サービスを維持しながら、町有財産を維持管理することは大きな負担となることが予想されるので、持続可能な自治体経営を進めていくためにも、将来を見込んだ適切な維持管理に努める必要があります。

【関係団体等も含んだ広域的な対応の推進】

●住民の行政ニーズは複雑･多様化し、また、高度化･専門化するなど、単独の自治体では対応が困難な行政サービスもみられます。

●本町では、介護保険、後期高齢者医療制度、債権管理、ごみ処理、火葬施設、老人ホーム、保健福祉などは周辺自治体と連携し、中芸広域連合や一部事務組合で対応しています。

●地域共通の課題に対応するため、周辺自治体と連携し、中芸教育振興協議会、ごめん･なはり線活性化協議会などを組織しています。

●今後も広域的な対応が可能な事務･事業は、周辺自治体と連携して対応していく必要があります。

施策の目的

計画的・効果的で健全な財政運営を推進

長期的な見通しに基づく財政運営を推進し、健全な財政運営に努め、持続可能なまちづくりを推進します。また、住民とともにこれらを推進してくために、情報共有、組織づくり、人材育成を進め、効率的な行政を推進します。

関連する分野別計画

田野町過疎地域
持続的発展計画

田野町公共施設等
個別施設計画

田野町公共施設等
総合管理計画

施策の目的達成に向けた**主要施策**

（1） 行財政改革の推進

●行財政運営計画に基づき健全な財政運営に努めるとともに、受益者負担の原則に基づく使用料･利用料の見直し、税を含む収納率向上や国県等各種補助制度の有効活用を図り、自立して持続可能なまちづくりを進めます。

●多様化･高度化する住民ニーズや社会状況の変化に柔軟に対応できる組織づくりに取り組むとともに、住民サービスの効果検証に努め、ICT の利活用も推進し、DX 化による効率的かつ効果的な行政運営を図ります。

●職員の資質向上や能力開発に努めるとともに、計画的な職員採用の実施や適材適所の人事配置を行います。

（2） 健全な財政基盤の確保

●多様化する住民ニーズを的確に把握しつつ、PDCA サイクルに基づく事業の見直しや改善を行い、自主財源の確保を徹底し、中長期的な財政の健全性を確保していくことが重要となります。限られた財源を効率的に活用し、将来を見据えた安定的な財政運営に取り組みます。

●財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たすとともに、財政の効率化･適正化を図ります。

●公共施設等総合管理計画に基づき、長期的視点を持って公共施設等の更新･統廃合･長寿命化等を計画的に取り組むことで財政負担を軽減･平準化するとともに、公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等を推進します。

●町所有の未利用財産の整理を進めます。

●広域行政におけるサービスの安定化を図るため、広域行政機能を点検･強化し、より効率的な行政運営を推進します。

第４節　重点施策

1. 重点施策の考え方

国においては、急速な少子高齢化及び人口減少に歯止めをかけるとともに、各地域において住みやすい環境の確保と持続可能な発展を目的に「まち・ひと・しごと創生法」に基づいた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年（2014 年）（以下、総合戦略と示す。））が策定されました。その後、令和元年（2019 年）には、総合戦略の枠組みを引き継ぎつつ、デジタル技術の活用をより推進するために、Society5.0 の実現を組み込むとともに、SDGs を組み込んだ地方創生等、新たな視点を加えた第2期総合戦略が策定されています。

現在、我が国は世界的規模となった新型コロナウイルス感染症等を経て、社会情勢や一人一人の生活様式に至るまで、大きな変化の中にいます。田野町においても、デジタルの力を活用しながら、地域が抱える問題の解決や魅力向上の取組を推進していくことが必要となります。今後、デジタル実装の基礎条件整備等、どういった分野や取組においてデジタル技術を活用していくか、計画の内容を深化させていくためにも、デジタル分野に関する施策を含んだ形で重点施策を検討します。

国のデジタル総合戦略における考え方と施策の方向

国はデジタル実装の基礎条件整理を推進して地方のデジタル実装の下支えをし、地方はデジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上に取り組んでいくことによって、全国どこでも便利で快適に暮らせる社会の実現を目指します。

（1）デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上
- ①地方に仕事をつくる
- ②人の流れをつくる
- ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④魅力的な地域を創る

（2）デジタル実装の基礎条件整理
- ①ハード・ソフトのデジタル基盤整備
- ②デジタル人材の育成・確保
- ③誰一人取り残されないための取組

2. 重点施策の達成により目指すもの

重点施策の達成により、移住・定住、子育て、福祉、教育、暮らし、協働等全体を評価します。また、従来の総合戦略に含まれない高齢者支援も含め、魅力あるまちづくりを展開し、移住者や田野町ファンを獲得するとともに、住民の満足度向上につなげるよう施策を展開します。

3. 基本的な考え方（地域ビジョン）と進め方

少子高齢化及び人口減少問題に対しては、基本的に自然増減において「出生数の維持・増加を図る」ことと、社会増減において「転入者が転出者を上回る状況をつくる」の2点と考えます。

田野町においては、移住に向けた各種施策を展開するとともに、現在、田野町に住んでいる住民の方が、安全・安心に暮らしていけるまちを実現していくために、デジタルの力を活用していきます。

目　　標	人口維持・増加、地方創生の実現
重点施策1	地産地消・外商の強化により安定した収入を確保し雇用を創出する
重点施策2	田野町への新しい人の流れをつくる
重点施策3	「結婚」「妊娠・出産」「子育て」の希望をかなえる
重点施策4	高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられるまちをつくる

●重点施策の目標は、基本計画（前期）5 年間の施策実施により、人口減少に歯止めをかけるとともに、人口維持・増加を図っていくことです。田野町においては、基本施策1～5で実現する主要施策をもって、「人口維持・増加」と「地方創生の推進」を実現します。

●この目標実現に向けて、重要目標達成指標（KGI）（以下、KGI と示す。）として、人口維持・増加を設定します。また、各主要施策、もしくはいくつかの主要施策を足し合わせた形で、基本計画（前期）5年間において達成を目指す目標値として重要業績評価指標（KPI）（以下、KPIと示す。）を設定しています。なお、KPI の評価年度は令和 11 年度時点とします。5年間での累計を目標値とする場合は「累計」、令和 11 年度（2029 年）時点を目標値とする場合は「時点」、各年度での目標値達成とする場合は「年度」と単位とあわせて表記します。

●重点施策に掲げた施策を着実に実施し、目標を達成していくために、PDCAサイクルに基づいた進行管理を行います。PDCAサイクルについては、実施計画の管理とあわせながら検証を行っていきます。

●重点施策については、前期基本計画に含まれる内容であり、目標達成に向けてKPIの検証を図りながら、必要に応じて見直し、改定を図っていきます。

4. 重要目標達成指標（KGI）の設定

KGI	基準値 令和６年	目標値 令和 11 年	単位
令和 12 年（2030 年）目標人口	2,498	2,209	人

※基準値は、国勢調査における直近の実測値である令和2年の人口とします。また、国勢調査結果での集計は5年毎の算出となることから、KGI については、人口ビジョン推計結果より、令和 12 年 2,209 人を目標値とします。

5. 重点施策及び重要業績評価指標(KPI)の設定

重点施策 1	**地産地消・外商の強化により安定した収入を確保し雇用を創出する**

1　指標達成により目指す姿

人口維持・増加を図っていくにあたり、雇用の創出は重要な施策となります。田野町では、これまで高知県産業振興計画と連携した取組みを行っており、第1期の総合戦略においては「地産地消」、第2期では「外商」を推進してきました。本重点施策においては、これまで培ってきた取組の成果を生かしながら、「拡大再生産」につなげていきます。

上記においては、基幹産業である農業の振興を図るとともに、商工業としては、まちの重要整備事業である「道の駅田野駅屋再整備事業」を起点として、企業誘致や製塩事業を推進します。また、課題の一つである「人材・担い手の不足」については、地域おこし協力隊制度を活用しながら、雇用と移住につながる取組を推進します。

2　具体的なＫＰＩ

1-1　農業の振興

	KPI	基準値 令和6年	目標値 令和 11 年	単位	
1	農地の基盤整備箇所	1	1	箇所	累計
2	集落営農数	1	2	活動組織数	時点
3	新規就農者数	5	5	組数	累計

1-2　商工業の振興　　★特に推進を図る重要な事業

	KPI	基準値 令和6年	目標値 令和 11 年	単位	
4	企業誘致数	0	1	事業者	累計
5	製塩事業者数	2	3	事業者	時点
6	道の駅「田野駅屋」の売上額　★	2.7	4.0	億円	時点

1-3　就労対策・勤労者福祉の振興

	KPI	基準値 令和6年	目標値 令和 11 年	単位	
7	地域おこし協力隊(委託型)の雇用人数	0	3	人	累計

重点施策 2	田野町への新しい人の流れをつくる

1　指標達成により目指す姿

田野町においては、人口増加の取組として、移住・定住施策が非常に重要となります。田野町を移住先に選んでもらえるよう「引き続き田野町を知ってもらう ⇒ 好きになってもらう ⇒移住に関心を持ってもらう ⇒主体的に動き始めてもらう」という各ステージに必要な施策を、県の事業と連携しながら展開します。

田野町を知ってもらうために、観光振興として、まちの資源である芸術・文化・文化財の活用を図るとともに、ホームページによる情報発信の展開を図ります。また、道の駅「田野駅屋」の再整備により、まち全体の魅力をアップし、田野町を好きになってもらう取組を推進します。

移住相談のほか、先に述べた地域おこし協力隊の定住に向けた取組みを図るなど、移住に関心を持ってもらうきっかけづくりを行います。また、本町の重要な施策として、移住者や定住者の受け皿となる、空き家バンク、新築住宅の建設、宅地分譲の推進を図っていきます。

2　具体的なＫＰＩ

2-1　観光振興・移住定住の推進　　★特に推進を図る重要な事業

	KPI	基準値 令和6年	目標値 令和 11 年	単位	
8	道の駅「田野駅屋」の入込数 ★	232,151	300,000	人	時点
9	移住者相談件数	51	70	人	時点
10	地域おこし協力隊定着率	20	40	%	累計

2-2　芸術・文化・文化財の活用

	KPI	基準値 令和6年	目標値 令和 11 年	単位	
11	岡御殿の年間来場者数	1,000	1,050	人	年間
12	雛まつり等のイベント参加数	220	240	人	年間

2-3　住宅・宅地整備による移住・定住者の確保　　★特に推進を図る重要な事業

	KPI	基準値 令和6年	目標値 令和 11 年	単位	
13	空き家バンク新規登録件数	2	15	件	累計
14	新築住宅の建設 ★	5	5	軒	年間
15	分譲区画数 ★	0	5	区画	累計

2-4　情報発信の推進

	KPI	基準値 令和6年	目標値 令和 11 年	単位	
32	ホームページ閲覧件数	170,000	200,000	件	年間

重点施策 3	「結婚」「妊娠・出産」「子育て」の希望をかなえる

1　指標達成により目指す姿

「結婚」「妊娠・出産」「子育て」の希望をかなえ、田野町で安心して妊娠、出産をできる支援策の充実を図ります。また、田野町で育った子どもたちが、地域に愛着を持ち、田野町に住み続けたいと思える、もしくは、一度町外に転出しても戻ってきたいと思える施策を展開します。

上記の取組により、出生数の維持を図るとともに、教育については、地域ボランティアなど地域との連携を図りながら、教育施策の推進を図ります。また、若者同士だけでなく、地域における様々な活動等を展開し、コミュニティ活動の推進を図ることで、地域一丸となった取組を図っていきます。

2　具体的なＫＰＩ

3-1　子育て支援　　★特に推進を図る重要な事業

	KPI	基準値 令和6年	目標値 令和 11 年	単位	
16	出生数　★	15	15	人	年間

3-2　教育

	KPI	基準値 令和6年	目標値 令和 11 年	単位	
17	支援員の雇用人数	6	6	人	年間
18	地域ボランティアの参加人数	121	140	人	年間

3-3　コミュニティ活動

	KPI	基準値 令和6年	目標値 令和 11 年	単位	
19	コミュニティスペースの整備数	0	1	箇所	累計
20	コミュニティ補助金 （自治活動推進事業補助金）申請率	100	100	%	年間

重点施策 4	高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられるまちをつくる

1　指標達成により目指す姿

雇用の確保、人材の確保、出生率の維持とあわせて、住環境、生活環境の整備は重要な要素となります。若年層に対する取組だけでなく、高齢者支援策の充実に努めます。幅広い世代にとって、地域福祉・医療のほか、生涯学習・スポーツの振興により、健康的な生活を送れる環境整備を図るとともに、ハード整備においても推進を図ります。

住環境整備においては、本町における重要な事業である「阿南安芸自動車道整備」から派生する各種事業展開を図るとともに、公園、水道、環境といった生活の基本となる整備を進めていきます。

今後一層、魅力あふれる元気なまちにしていくため、町民の地区活動の活性化はもちろんのこと、交通安全・防犯、消防・防災、人権尊重等も含めた安全・安心で住み続けられるまちづくりを進めていきます。

2　具体的なＫＰＩ

4-1　地域福祉の推進

	KPI	基準値 令和6年	目標値 令和 11 年	単位	
21	百歳体操参加者 (にこにこサロン含む)延べ人数	7,200	8,000	名	年間

4-2　健康づくり・医療の取組の推進

	KPI	基準値 令和6年	目標値 令和 11 年	単位	
22	健診受診率(国保加入者)	42.6	60.0	%	時点

4-3　生涯学習とスポーツの振興

	KPI	基準値 令和6年	目標値 令和 11 年	単位	
23	スポーツ・文化イベントの参加人数	850	900	人	年間
24	図書館利用者数	12,600	14,000	人	年間
25	ピラティスやリズミックウォーキング等の教室(クラブ)回数	100	100	回	年間

4-4　道路・交通網・公園・水道等、生活環境基盤整備の推進　　★特に推進を図る重要な事業

	KPI	基準値 令和6年	目標値 令和 11 年	単位	
26	阿南安芸自動車道整備に係る 対策協議会の設置　★	0	1	1 協議会	時点
27	コミュニティーバスの1日あたりの 利用者数	8	10	平均人数/ 日	年間
28	公園の整備数	0	1	箇所	累計
29	長期的な視点で健全な水道事業経営が できる計画の策定	0	1	1 計画	累計

4-5　環境対策の推進

	KPI	基準値 令和6年	目標値 令和 11 年	単位	
30	一般廃棄物処理基本計画の策定	0	1	1 計画	累計

4-6　交通安全・防犯の取組

	KPI	基準値 令和6年	目標値 令和 11 年	単位	
31	小学校登下校時の交通事故発生件数	0	0	件	年間

4-7　消防・防災への対策

	KPI	基準値 令和6年	目標値 令和 11 年	単位	
32	消防団員の充足率	78.0	85.0	%	時点
33	防災士資格取得者	29	35	人	累計

4-8　人権の尊重に向けた取組みの推進

	KPI	基準値 令和6年	目標値 令和 11 年	単位	
34	学校で人権高揚に関する取組･活動を 行う回数	2	2 回以上	回	年間

4-9　行政経営に対する適正な管理

	KPI	基準値 令和6年	目標値 令和 11 年	単位	
35	経常収支比率(一般会計)	93.2	88.8	%	時点

6. デジタル関連の重要業績評価指標(KPI)

田野町に住んでいる住民の方が、安全・安心に暮らしていけるまちを実現していくためにデジタル機器を活用し、利便性及び満足度の向上に向けて、デジタルに係る主な重要業績評価指標(KPI)をまとめます。

■デジタルに係る主な重要業績評価指標（ＫＰＩ）

	KPI	基準値 令和6年	目標値 令和 11 年	単位	
36	道の駅「田野駅屋」へのキャッシュレス決済の導入	0	1	システム	累計

資料編

資料編１　SDGsとの関係性

資料編２　計画策定における会議の役割

資料編３　田野町総合計画・総合戦略に係る条例関係

資料編４　総合計画・総合戦略諮問書及び答申

資料編５　田野町総合計画・総合戦略審議会委員名簿

資料編６　田野町総合計画・総合戦略推進本部名簿

資料編７　田野町総合計画・総合戦略策定に係る取組み

資料編１　SDGsとの関係性

SDGs(持続可能な開発目標)とは

平成 27 年(2015 年)9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために、令和 12 年度(2030 年)を達成年限とする 17 の国際目標。(その下に 169 のターゲット、232 の指標が決められている。)

SDGsの 17 の目標

	目標1 貧困をなくそう	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
	目標2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	目標3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	目標4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	目標5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
	目標6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
	目標8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント･ワーク)を促進する
	目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	目標 10 人や国の不平等をなくそう	国内及び各国家間の不平等を是正する
	目標 11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	目標 12 つくる責任つかう責任	持続可能な消費生産形態を確保する
	目標 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	目標 14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために、海洋･海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標 15 陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止･回復及び生物多様性の損失を阻止する
	目標 16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル･パートナーシップを活性化する

基本施策	施策							
1 活力ある産業のまち	1-1 農林水産業		●					
	1-2 商工業							
	1-3 観光振興・移住定住							
	1-4 就労対策・勤労者福祉							
2 人にやさしい健康・福祉のまち	2-1 子育て支援		●	●	●	●		
	2-2 地域福祉	●	●	●	●			
	2-3 健康づくり・医療			●	●			
3 人を育てる教育・文化のまち	3-1 教育				●	●		
	3-2 生涯学習				●			
	3-3 芸術・文化・文化財				●			
	3-4 スポーツ			●	●			
4 ずっと住みたい快適なまち	4-1 道路・交通網							
	4-2 住宅・宅地							
	4-3 公園			●				
	4-4 水道						●	
	4-5 環境				●		●	●
	4-6 交通安全・防犯				●			
5 みんなが輝き支え合うまち	5-1 消防・防災							
	5-2 協働のまちづくり							
	5-3 コミュニティ活動				●			
	5-4 人権尊重					●		
	5-5 行政経営							

8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
●	●					●	●		
●	●								
●									
●									
		●							
		●	●						
●	●								
●	●								
			●						
	●								
				●	●	●	●		
			●						
								●	●
									●
		●						●	
									●

資料編２　計画策定における会議の役割

田野町総合計画･総合戦略の策定においては、「庁内策定委員会」、「田野町総合計画･総合戦略策定推進本部会議」「田野町総合計画審議会（田野町創生会議）」の3つの会議で構成する。

【庁内策定委員会】	関係各課課長補佐級等で構成	全3回開催
●現行の田野町総合計画･総合戦略の振り返りと評価 ●新たな田野町総合計画･総合戦略の施策や事業内容の抽出（実施計画において、基本計画（前期）5年間で取り組む事業の確認） ●人口ビジョンの検討 ●まちの将来像（案）検討 ●基本施策及び各施策内容の検討（課題、課題に対応する施策、施策実施により目指すまちの姿、施策毎の取組概要） ●重点施策（総合戦略）の検討（重点施策の構成と施策の抽出、KGI 及び KPI 設定） ●基本構想（案）、基本計画（案）のとりまとめ		

.

【田野町総合計画･総合戦略策定推進本部会議】	関係各課課長級以上で構成	全3回開催
●上記、庁内策定委員会で検討された各種検討内容の確認と検討 ●基本構想（案）、基本計画（案）の確認と検討を行い、承認後、審議会に提示		

.

【田野町総合計画審議会（田野町創生会議）】	田野町総合計画審議会条例及び田野町創生会議設置要綱に基づき組織	全3回開催
●庁内策定委員会、田野町総合計画･総合戦略策定推進本部会議での承認を経て提出された基本構想（案）について、諮問及び答申を図る		

資料編３　田野町総合計画・総合戦略に係る条例関係

田野町総合計画策定条例

令和2年6月9日条例第15号

改正　令和2年7月29日条例第20号

（趣旨）

第1条　この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、本町の総合計画を策定することに関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）総合計画　町のまちづくりや行財政運営を総合的かつ計画的に推進するための指針であり、基本構想、基本計画、実施計画からなるものをいう。

（2）基本構想　目指すべきまちの将来像、施策の基本方針及び大綱を示すものをいう。

（3）基本計画　基本構想を実現するための施策を体系的に示すものをいう。

（4）実施計画　基本計画に基づき実施する具体的な事業計画を示すものをいう。

（総合計画の策定）

第3条　町長は、総合計画を策定するものとする。

2　基本構想を策定するに当たり、町民等の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。

（総合計画審議会への諮問）

第4条　町長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、田野町総合計画審議会条例（昭和44年田野町条例第4号）に規定する田野町総合計画審議会に諮問しなければならない。

（議会の議決）

第5条　町長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

（総合計画の公表）

第6条　町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（委任）

第7条　この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

（総合計画との整合）

第8条　個別の行政分野における計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

附　則　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和2年7月29日条例第20号）　この条例は、公布の日から施行する。

田野町総合計画審議会条例

昭和44年3月17日条例第4号
改正　昭和60年6月10日条例第9号
改正　平成22年3月9日条例第4号
改正　令和2年6月9日条例第16号

（設置）

第1条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、田野町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条　審議会は町長の諮問に応じ田野町総合計画及び土地利用計画等の策定並びにその実施に関し必要な調査及び審議を行う。

（組織）

第3条　審議会は委員15人以内で組織する。

2　委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（1）教育委員会の委員

（2）農業委員会の委員

（3）田野町の区域内の公共的団体の役員及び職員

（4）学識経験者

（委員の任期）

第4条　委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2　委員が委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は委員を辞したものとみなす。

3　委員の再任は妨げない。

（会長及び副会長）

第5条　審議会に会長及び副会長を置き委員の互選によってこれを定める。

2　会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3　副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条　審議会は会長が招集する。

2　審議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3　会長は、会議の議長となる。

4　議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決定するところによる。

（委任）

第7条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は町長が定める。

附　則　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和60年6月10日条例第9号）　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成22年3月9日条例第4号）　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和2年6月9日条例第16号）　この条例は、公布の日から施行する。

田野町創生会議設置要綱

平成27年6月12日要綱第26号
改正　平成28年4月1日要綱第14号
改正　令和6年5月22日要綱第10号

（設置）

第1条　田野町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定にあたり、総合戦略に町民の意見を反映させるため、田野町創生会議（以下「創生会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条　創生会議は、次に掲げる事項について調査研究、意見交換及び提言を行う。

（1）総合戦略の策定に関すること。

（2）その他必要と認めること。

（組織）

第3条　創生会議は、委員15 人以内で組織する。

2 創生会議の委員は、町長が委嘱する。

（任期）

第4条　委員の任期は、1年間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 創生会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、創生会議の会務を総理し、創生会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条　創生会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、関係部局の職員を会議に出席させることができる。

（報償費）

第7条　創生会議への出席に対し、委員長6，300円、委員5，800円（2時間以内の会議の支給金額は7割とする。）を支払うものとする。ただし、その受取りについて、辞退した者はこの限りではない。

（庶務）

第8条　創生会議の庶務は、総務課において処理する。

（その他）

第9条　この要綱に定めるもののほか、創生会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則　この要綱は、平成27年5月20 日から施行する。

附 則　この要綱は、平成 28 年4月1日から施行する。

附 則　この要綱は、令和 6 年 5 月 22 日から施行する。

資料編４　総合計画・総合戦略諮問書及び答申

令和６年10月17日

田野町総合計画審議会長　様

田野町長　常石　博高

次の事項について、諮問します。

（諮問）

令和６年度策定予定の「田野町総合計画・総合戦略」について、田野町総合計画審議会条例（昭和44年３月17日条例第４号）第２条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

（理由）

令和２年７月策定の「田野町総合計画」の期間が終了することから、新たに策定するにあたり、作成した案について、妥当性、有効性、優先性等を高めるため、各種団体や地域の活動団体等の皆様で組織する審議会委員の専門的な知識や経験に即した意見をいただくため諮問いたします。

令和７年２月２８日

田野町長　常石　博高　様

田野町総合計画審議会
会長　　南　寿雄
（公印省略）

田野町総合計画・総合戦略について（答申）

令和６年10月17日付けで諮問のあったことについて、「田野町総合計画・総合戦略」について、審議した結果、適当と認めましたので、答申します。

なお、貴職におかれましては、本計画をすみやかに決定のうえ、総合的かつ計画的な行財政運営を着実に遂行され、目標が達成できるよう最善の努力をされることを期待します。

資料編５　田野町総合計画・総合戦略審議会委員名簿

氏名	選出元	総合計画	創生会議
根拠		田野町総合計画審議会条例	田野町創生会議設置要綱
所掌事務		総合計画の策定並びに調査及び審議を行う	総合戦略の策定に関し、町長の意見を反映させるため、意見交換、提言を行う
任期		2年	1年
★　南　寿雄	田野町社会福祉協議会　会長	審議会条例　団体役員	○（設置要綱）
☆森本　亜好	田野町教育委員会　教育委員	審議会条例教育委員会の委員	○（設置要綱）
松田　将紀	田野町商工業振興会　会長	審議会条例　団体役員	○（設置要綱）
島田　裕治	四国銀行田野支店　支店長	審議会条例　団体役員	○（設置要綱）
吉松　誠爾	田野病院　事務長	審議会条例　団体役員	○（設置要綱）
宮崎　正臣	高知県農業協同組合田野支所　支所長	審議会条例　団体役員	○（設置要綱）
岩﨑　章	田野町地区長会　副会長	審議会条例　団体役員	○（設置要綱）
田中　繁穂	田野町農業委員会　会長	審議会条例農業委員会の委員	○（設置要綱）
小川　隆一	高知県漁業協同組合田野町支所　地区委員長	審議会条例　団体役員	○（設置要綱）
平高　正則	住民代表		○（設置要綱）
西岡　孝	田野町子ども子育て支援会議　会長	審議会条例　団体役員	○（設置要綱）
山中　祥司	高知県産業振興推進部　地域産業振興監	審議会条例　団体役員	○（設置要綱）

★:委員長　　☆:副委員長

資料編６　田野町総合計画・総合戦略推進本部名簿

氏名	所属	備考
常石　博高	町長（本部長）	
村上　勝己	副町長（副本部長）	
坂本　正徳	教育長	
山中　大成	総務課長（事務局）	
西山　周平	住民福祉課長	
今井　章博	地域振興課長	
西山　司	産業建設課長	
西山　純平	教育次長	
山本　卓弥	議会事務局長	
井上　孝二	会計管理者	

資料編７　田野町総合計画・総合戦略策定に係る取組み

年月日	適用
令和6年5月 29 日	・株式会社　若竹まちづくり研究所と委託契約締結
令和6年5月 29 日～7月7日	・基本構想（第1次案）の作成 ・町長インタビュー結果の整理
令和6年7月8日	・第1回　田野町総合計画・総合戦略　策定委員会 【主な内容】 〇田野町総合計画・総合戦略策定の進め方 〇現行田野町総合計画・総合戦略の内容　振り返り 〇グループワーク「解決すべき「課題」や「方法」を考える
令和6年7月9日～9月 24 日	・人口ビジョン（案）作成 ・各課ヒアリングによる現状の課題及び今後の方針整理 ・9月5日に住民意識調査配布
令和6年9月 25 日	・第2回　田野町総合計画・総合戦略　策定委員会 【主な内容】 〇田野町の現状を示す数値データ及び人口ビジョンの推計結果（案） 〇各課ヒアリング結果概要の報告 〇基本構想の考え方（今後の取り組み） 〇ワーキング「職員にとって見やすい総合計画・総合戦略とは」
令和6年 10 月 17 日	・第1回　田野町総合計画・総合戦略策定推進本部会議 【主な内容】 〇田野町総合計画・総合戦略策定の進め方 〇基本構想（案）、基本計画（案）作成に向けた調整
令和6年 10 月 18 日～11 月7日	・基本構想（原案）の作成 ・基本計画（各課提出案）の作成
令和6年 11 月8日	・第3回　田野町総合計画・総合戦略　策定委員会 【主な内容】 〇現行総合計画、総合戦略（人口ビジョン含む）について確認と評価 〇住民アンケート実施状況 〇次期計画に向けての方向性検討（レイアウト施策、事業等の見直し）
令和6年 11 月 13 日	・第2回　田野町総合計画・総合戦略策定推進本部会議 【主な内容】 〇基本構想（案）、基本計画（案）確認と検討 〇第1回田野町総合計画審議会　諮問事項確認
令和6年 11 月 28 日	・第1回　田野町総合計画審議会（田野町創生会議）【主な内容】 〇委員委嘱と任命 〇基本構想（案）基礎データの確認（人口、アンケート結果等） 〇現行計画の点検結果報告
令和6年 12 月 1 日～12 月 19 日	・基本構想（案）の作成 ・基本計画（案）の作成
令和6年 12 月 20 日	・第4回　田野町総合計画・総合戦略　策定委員会 【主な内容】 〇基本構想（案）検討（まちの将来像（案）、人口ビジョン（案）） 〇基本計画（案）検討 〇総合戦略 KPI 設定及び方針検討 〇次期計画に向けての方向性検討（レイアウト施策、事業等の見直し）
令和7年1月6日～12 月 22 日	・田野町総合計画・総合戦略（案）の修正
令和7年1月 22 日	・第3回　田野町総合計画・総合戦略策定推進本部会議 【主な内容】 〇田野町総合計画・総合戦略（案）（基本構想、基本計画）の検討と承認
令和7年1月 28 日	・第2回　田野町総合計画審議会（田野町創生会議）【主な内容】 〇田野町総合計画・総合戦略（案）（基本構想、基本計画）の承認
令和7年2月1日～2月 14 日	・田野町総合計画・総合戦略（案）（基本構想、基本計画）に対する意見公募
令和7年2月 25 日（書面決議）	・第3回　田野町総合計画審議会（田野町創生会議）【主な内容】 〇田野町総合計画・総合戦略（案）の承認
令和7年2月 28 日	・田野町総合計画・総合戦略（案）についての答申

田野町　総合計画・総合戦略

令和7年4月　／　発行：田野町